

総務教育常任委員会資料

(平成25年11月27日)

【件名】

| | | |
|----|---|----|
| 1 | 平成25年度第3回鳥取県学力向上戦略本部会議の概要について (教育総務課) | 1 |
| 2 | 鳥取県教育振興基本計画の改訂について(教育総務課) | 6 |
| 3 | 一定額以上の工事の請負又は製造の請負契約の報告について(教育環境課) | 14 |
| 4 | 手話言語条例制定後の取組状況について(特別支援教育課) | 15 |
| 5 | 第3回いじめ・不登校対策本部会議の概要について (いじめ・不登校総合対策センター) | 17 |
| 6 | 県立学校教職員の懲戒処分について(高等学校課) | 19 |
| 7 | 平成27年度県立高等学校の学級減について(高等学校課) | 20 |
| 8 | 米子市立図書館等と連携した県西部におけるビジネス支援サービス事業の 充実について(図書館) | 21 |
| 9 | 重要伝統的建造物群保存地区の選定について(文化財課) | 23 |
| 10 | 国登録有形文化財の新規登録について(文化財課) | 25 |
| 11 | 第68回国民体育大会知事表彰式の開催について(スポーツ健康教育課) | 27 |
| 12 | 鳥取県スポーツ推進計画の答申について(スポーツ健康教育課) | 29 |
| 13 | 子どものスポーツ活動ガイドラインのパブリックコメントについて (スポーツ健康教育課) | 39 |
| 14 | 2021年ワールドマスターズゲームズの関西開催の決定について (企画課・スポーツ健康教育課) | 42 |

教育委員会

平成25年度第3回鳥取県学力向上戦略本部会議の概要について

平成25年11月27日
教 育 総 務 課

県・市町村・学校・家庭・地域が連携し、21世紀に生きる人材に求められる学力の向上を図るため、鳥取県学力向上戦略本部を設置し、第3回目の本部会議を開催しました。

- 1 日 時 平成25年10月11日（火）午後1時30分から3時30分
- 2 場 所 県庁議会棟特別会議室
- 3 本部委員名簿

| 氏 名 | 所属・役職 | 氏 名 | 所属・役職 |
|--------|----------------|-------|-------------|
| 角屋 重樹 | 日本体育大学教授【座長】 | 岩垣 博士 | 北栄町教育委員会教育長 |
| 浅野 良一 | 兵庫教育大学大学院教授 | 山本 正人 | 鳥取市立若葉台小学校長 |
| 小谷 次雄 | 鳥取県公民館連合会長 | 加藤 雄三 | 伯耆町立溝口中学校長 |
| 井上 洋子 | 鳥取県PTA協議会役員 | 坂口 祐二 | 鳥取県立鳥取西高等学校 |
| 池内 勝彦 | 鳥取県高等学校PTA連合会長 | 茅原 宏司 | 鳥取県立白兔養護学校長 |
| 福井 伸一郎 | 倉吉市教育委員会教育長 | 野川 聡 | 鳥取県統轄監 |
| 永江 多輝夫 | 南部町教育委員会教育長 | 横濱 純一 | 鳥取県教育委員会教育長 |

4 これまでの流れ

- 「鳥取県のめざすべきは人間的豊かさを求める一步進んだ学力向上策」という方向性で一致し、「①豊かに生きる・共に生きる力 ②学びの質・学習意欲 ③学力調査」を指標の観点と決定している。
- 小中学力部会を3回、中高部会を2回開催し、指標案・来年度の学力向上に係る取組について協議している。

5 協 議

(1) 指標について

- 鳥取県学力向上戦略本部としての指標を決定した。

(2) 来年度の学力向上策について

- 教員の質の向上に関する取組も必要。人材の増加や使う道具の導入等も検討したい。
- 町に勤める教員は、子どもたちの住む町の一般的なことは分かるが一步突っ込んだことは分からない状況。住民の「願い・地域を守る気概」を伝える取組で、観点①の指標に迫りたい。
- 学力向上において保護者の研修は重要。子どもたちが頑張れるような環境をまず家庭でつくる。
- 持続する学習意欲を視点に、小中高連携の具体的な取組を考えたい。また、家庭・地域が学校教育に関与した連携や教科の系統性の連携なども必要である。
- 相手の立場になって考えられる子どもたちを育てることが重要である。狭い意味での学力向上ではなく、人間力をいかに育てていくか、それを小中高と大きな流れで捉えることが必要である。
- 知性に基づく人間性の向上について、他者の立場で考える視点を教科や活動に取り入れた事業や、ふるさとを核とした教育の事業化を検討してはどうか。
- 同じ児童生徒の変容をみるのが教育の本質であり、小学校6年生が3年後の中学校3年でどう変化したかを見るべきである。また、悉皆調査が最良の方法ではない。適正なサンプリングや業務委託などの工夫が必要である。

6 今後の予定

第4回 12月24日（火） 来年度の学力向上事業とその運用について

(参考資料)

- ・鳥取県の子どもたちの未来のための教育に関する協約に係る取組の指標等

平成25年10月11日

教 育 総 務 課

指標の観点

- ①豊かに生きる、共に生きる力 (自立・貢献・自治、夢・憧れ、ふるさと意識など)
- ②学び方の質・学習状況 (意欲、授業に向かう姿勢、家庭学習)
- ③学力調査 (基礎基本、思考力・判断力・表現力)

【観点①：豊かに生きる、共に生きる力】

◆自分自身や他者、社会等との関わりに関する意識

- 「ボランティア活動に参加している」児童生徒の増加 (小中高)
- 「難しいことでも失敗を恐れなくて挑戦している」児童生徒の増加 (小中高)

◆進路に向けた意識

- 「将来の夢や目標を持っている」児童生徒の増加 (小中高)
- 「あの人のようになりたい」と思う人がいる」児童生徒の増加 (小中)
- 「自分の進路を実現するために、目標に向かって努力している」生徒の増加 (高)

◆地域社会への参画状況

- 「地域の行事に参加している」児童生徒の増加 (小中高)
- 「地域の大人(学校や塾・習い事の先生を除く)から褒められたことがある」児童生徒の増加 (小中)

【観点②：学び方の質・学習状況】

◆意欲、授業に向かう姿勢

- 「身に付けた知識・技能や経験を生活の中で活用できないか考える」児童生徒の増加 (小中)
- 「授業の中で『わかった』、学んだことについて『もっと知りたい』と感じる」児童生徒の増加 (小中)
- 「学校の授業は、内容がわかりやすく、勉強することの充実感を感じる」生徒の増加 (高)
- 「調査結果を授業改善に活用している」学校の増加 (小中)
- 「児童生徒の様々な考えを引き出したり、思考を深めたりする発問や指導をする」学校の増加 (小中)、教員の増加 (高)

◆ 体験活動・読書活動の実施状況

- 「授業で体験的な学習を取り入れている」学校の増加（小中）
- 「全校一斉読書に取り組む」学校の増加（小中高）
- 「読書が好きである」児童生徒の増加（小中高）

◆ 家庭における学習等の状況

- 「家で、自分で計画を立てて勉強している」児童生徒の増加（小中高）
- 「進んで取り組んでいることをほめている」保護者の増加（小中）
- 「児童生徒に対する国語・算数（数学）の指導として、保護者に対して家庭学習を促すような働きかけを行う」学校の増加（小中）

【観点③：学力調査】

- ◆上位層の増加、下位層の減少（小中）
- ◆過去の調査と同一問題の正答率の増加（小中）
- ◆無解答率の減少（特に「活用」に関する問題）（小中）
- ◆各校が設定した指標の達成（高）

（出典）

小学校・中学校：全国学力・学習状況調査等による

高等学校：高等学校教育改革に関するアンケート、各校実施調査等による

高等学校学力向上の取組の指標(詳細版)

| 学校名 | 指標項目 | | | | | | |
|--------|-------------------------------|---|--|---|---|---|--|
| | ①不登校生徒数等問題行動発生数 | ②生徒等への授業アンケート | ③家庭学習時間 | ④入学試験、就職試験、模擬試験結果 | ⑤各種検定試験、資格試験結果 | ⑥定期考査等のテスト結果 | その他 |
| 鳥取東 | | ・授業満足度90%以上 ・興味、関心の割合170%以上 | ・計画的な家庭学習の実施 | ・進研模試得点率全国平均を5%以上上回る | | | |
| 鳥取西 | | ・授業アンケートの活用による生徒の興味関心、学習意欲向上の確認 | ・家庭学習時間の推移を見ながら生徒指導に反映 | ・進研模試で全国偏差値65以上の生徒が1、2年生で30%以上、3年生で20%以上 | | ・定期考査及び校内実力テストの結果に「形成的評価」を導入し、授業改善 | ・部活動等への参加 ・研修会への参加、公開授業等の実施 |
| 鳥取商業 | | ・授業アンケート、授業評価により、生徒の興味関心の高まり、学習意欲の向上を確認 ・授業評価 | ・家庭学習の定着(1日60分以上) | | | | ・職員研修、公開授業、県外教員との授業実践交流 |
| 鳥取工業 | ・不登校生徒、退学生徒の有無 | ・授業アンケートによる生徒の学習状況や理解度等の把握。授業の改善 | ・自宅学習時間調査により生徒の家庭学習を把握し、個人面談等の学習意欲喚起の取組につなげる | ・基礎力診断テストにより生徒の意欲、学力向上、到達度を確認 ・数学基礎演習 | ・「国家資格・検定取得ガイドブック」を活用し、一人一資格を取得 | ・定期考査により生徒の理解度を確認 | ・各種研修会の参加 ・教室美化の徹底 |
| 鳥取湖陵 | | ・生徒アンケート(自宅学習状況の把握) | ・家庭学習時間調査で「家庭学習がほぼ毎日できている」と回答する生徒の増加 | ・基礎力診断テストにより生徒の学力を把握し、進路指導及び教科指導に活用 | ・各種免許、各種資格の取得状況の推移 | | ・「学び合い」を取り入れた授業の実践 ・実習への満足度 ・進路決定率100% |
| 鳥取緑風 | | ・学力向上を実感する生徒数 | | ・基礎力診断テスト(D3が60パーセント以下) | ・資格取得者数の増加(H24年度延べ26件21名) | | ・授業の単位修得率 |
| 青谷 | ・学力不振による転退学者の減少 ・特別指導件数の減少 | ・学びに対する満足度の向上 | ・自宅学習時間が1人1日1時間以上 | ・基礎力診断テスト(D段階)の生徒が1段階上昇 | | | ・進路実現100% |
| 岩美 | | | ・1時間以上の家庭学習の習慣化 ・課題の提出率 | ・基礎力診断テスト | | ・イワツツ検定(義務教育の学習の定着状況をはかる校内検定。国・数・英・社。初級・中級・上級の3段階)の生徒の合格状況で成果を追跡 | ・進路実現100% |
| 八頭 | | | ・自宅学習の学年目標時間達成 ・課題以外の自主的な学習 | ・小論文を課す大学・学部への受験者数の増加 | | | ・授業改革の研修会等への参加 ・研究授業の実施 ・小論文担当教員の増加、指導回数の増加 |
| 智頭農林 | | ・授業アンケートで「生徒の授業の理解度、分かりやすさ感や興味等」 A:80%以上、B:70%以上～80%未満、C:60%以上～70%未満、D:60%未満 | ・生徒アンケートで「日常的に学習に取り組んでいる」 A:80%以上、B:60～80%、C:40～60%、D:40%未満 | | ・ワープロ検定等、教科・科目に関連した資格の全員合格 ・生徒一人当たり、年間に取得した資格の平均個数で判断(A:2以上、B:1.5～2未満、C:1以上～1.5未満、D:1未満) | ・学校設定科目「マルチベンシク(総合的な基礎学習科目)」の満足度や取り組み意欲を分析 A:80%以上、B:70%以上～80%未満、C:60%以上～70%未満、D:60%未満 | ・生徒の意欲的な学習への取組 ・研究授業による評価 |
| 倉吉東 | | ・授業評価アンケートにより以下の点の確認 ①生徒の学びがテストや大学受験といった実利的目的を越え、真理探究といった高次なものとなる。 ②生涯にわたる学びの意義や教科の魅力を理解し、学習が内発的・主体的なものとなる。 | | ・現役合格者数125名以上 ・中堅大学レベル以上、合格者数70名以上 ・難関大学合格者、現浪合計20名以上 ・東京大学合格者5名 | | | ・指導力向上のための研修への参加 ・教員の進路指導の充実 ・アクティブラーニング(能動的学習)の研究推進 |
| 倉吉西 | | ・生徒及び教員による授業アンケート | ・S1・S2:2時間以上、S3:3時間以上 ・生活時間の有効利用で、学習時間の確保 ・課題提出状況が95%以上 | ・校外模擬試験結果における過年度比較 ・センター試験結果における過年度比較 ・国公立大学合格者数過年度比較 | | | ・主体的に授業に取り組む生徒の増 |
| 倉吉農業 | | | ・春・夏・冬の課題の期間内提出 ・家庭学習0時間の生徒がいなくなる | ・基礎力診断テストでD3が50%以下 ・進学希望者への支援による大学進学促進 | ・資格取得の合格率が70% ・資格取得に興味関心を持ち受験者が前年比増加 | | ・卒業生全員の進路先の決定 |
| 倉吉総合産業 | | ・生徒授業アンケート | ・自宅学習時間の増加 | ・基礎力診断テストの結果(A・B・Cゾーン以上の増加、Dゾーンの減少) | ・資格取得を促進する | | ・各教科の授業研究会の開催回数の増加 |
| 鳥取中央育英 | | | ・1日2時間以上の生徒が5割以上 | ・国公立大学合格者30名 ・大学入試センター試験結果で全国平均を上回る生徒数 ・スタディサポート(Dゾーン20%未満) | | | ・授業改革に向けた職員研修の実施 |
| 米子東 | | ・生徒・職員を対象にアンケート(授業に関する生徒の意見を取り入れ、指導法を改善する) | ・家庭学習時間の確保(3年間で日3時間、休日4時間) | ・教科で到達目標や到達度を設定・確認 | | | ・学習理論等の研修を通じた授業力向上 ・コミュニケーション能力等の向上 |
| 米子西 | | ・進路目的が明確になり、学習意欲が高まった生徒の増加(島根タリバ計画前後アンケート) | ・生徒アンケートで「学習習慣が身につけている」と感じている生徒の増加 | ・国公立大学合格者100名以上 ・偏差値50以上の生徒の増加 | | | ・校内授業研究の開催 |
| 米子 | | ・生徒の自己評価を2回実施し比較 | | | | | ・テーマ学習、探究的学習の導入 ・進路指導の充実 ・学力の定着(授業時間確保、授業改善) |

高等学校学力向上の取組の指標(詳細版)

| 学校名 | 指標項目 | | | | | | その他 |
|--------|-----------------|---|------------------|--|--------------------------------------|---------------------|--|
| | ①不登校生徒数等問題行動発生数 | ②生徒等への授業アンケート | ③家庭学習時間 | ④入学試験、就職試験、模擬試験結果 | ⑤各種検定試験、資格試験結果 | ⑥定期考査等のテスト結果 | |
| 米子南 | | | | ・4年生大学等への進学者数増加 ・基礎力診断テストD3ゾーンの減少 ・SPIテスト全生徒成績向上 | ・専門的な学習に意欲的に取り組む生徒の増加 | ・朝テスト(一般常識テスト)満点者増加 | ・全生徒の進路実現 ・成績不振者数の減少 |
| 米子工業 | | ・教職員アンケートで「授業・実習で学習意欲向上の工夫を回った」が80%以上 ・生徒アンケートで「学習意欲が高まった」「授業がわかる」が80%以上 | | | ・専門的資格取得95%以上 | | ・授業改革の推進による基礎学力定着 |
| 米子白鳳 | | ・授業アンケートと授業の自己評価により指導法を改善し、「わかる授業」の実践 | | | | | ・研修等を活用した授業改革の推進 ・わかりやすい授業の実施 |
| 境 | | ・生徒の学習への意識の変化調査と比較 | ・家庭学習1日2時間以上が50% | ・全国模試の国語・数学・英語で、偏差値50以上の生徒が50人以上 | ・実用英語検定受検者の7割が準2級合格 | | |
| 境港総合技術 | | | | ・基礎力診断テストで3年次(4月実施)のD3マイナスを入学次から半減 | ・介護福祉士国家資格合格100% ・資格取得にチャレンジする生徒増 | | ・生徒が主体的に授業に参加できる工夫 ・就職(学校紹介)内定率100% ・進学希望者の合格率100% |
| 日野 | | ・生徒のアンケートで「授業がわかりやすい」という肯定的な評価が増加 ・保護者アンケートで「日野高校で学んで学力が身につけている」という回答が増加 | | ・進学希望者向け模試の実施 | | | ・校内授業参観、校外研究授業への参加 ・コミュニケーション能力の育成 ・全ての生徒の進路保障 |

(注)上記指標項目(①～⑥)については、平成24年3月に高等学校学力向上推進委員会から出された「高等学校学力向上に関する提言」より引用

鳥取県教育振興基本計画の改訂について

平成25年11月27日
教 育 総 務 課

鳥取県教育振興基本計画（以下、「計画」という。）は、中長期的に取り組むべき本県の教育課題や目指すべき姿の共通認識とその実現に向けた取組の方向を示すものですが、平成21年3月に策定した第一期の計画（以下、「第一期計画」という。）が平成25年度末で終了することに伴い、このたび、計画の改訂案をとりまとめました。（計画案は、別添）

1 主な改訂の内容

(1) 計画名

未来志向の鳥取県教育を進めることを表現するため、新たに副題を設定する。

○改訂案 鳥取県教育振興基本計画(平成26年度～30年度)～未来を拓く教育プラン～

○現 行 鳥取県教育振興基本計画(平成21年度～25年度)

(2) 基本理念

現在の計画の基本理念「自立した 心豊かな 人づくり」や取組みの方向を踏まえ、県民一人一人が自立して豊かに生きるための教育を進める。

加えて、急激な人口減少やグローバル化といった大きく変化する社会情勢の中で、人と協働しながら新しい知識を生み出したり、新しい課題を発見し解決していく力を育てるなど、ふるさと鳥取県の豊かな未来を切り拓き、創造する人材の育成を目指すこととし、理念を設定する。

○改訂案 「自立して心豊かに生きる 未来を創造する 鳥取県の人づくり」

○現 行 「自立した 心豊かな 人づくり」

(3) 4つの「力と姿勢」

基本理念の補足的な表現となっている現行を改め、施策の前段となる教育目標としての位置づけをより明確になるよう改める。

「協働」「高い志」「挑戦」「粘り強さ」「グローバルな視点」「新たな価値の創造」などについて、追加する。

| ○改訂案「力と姿勢」 施策の前段となる教育目標として設定 | ○現行「めざす人間像」 基本理念で掲げた「自立した」「心豊かな」人について説明 |
|--|--|
| ▽自立して生きる力 ▽豊かな心と健やかな体 ▽社会の中で支え合う力 ▽ふるさと鳥取県に誇りを持ち、未来を創造する力 | ◎「自立して」生きていく人 ▽「自立して」生きていく ▽「社会の中で、社会を支えて」生きていく ◎「心豊かに」生きていく人 ▽「健やかで、心豊かに」生きていく ▽「ふるさと鳥取県に誇りを持ち、一人ひとりを大切に」生きていく |

(4) 5つの「目標」

おおむね、現行計画に沿いながら文言を修正する。

| ○改訂案 | ○現行 |
|---|---|
| 1：社会全体で学び続ける環境づくり 2：学ぶ意欲を高める学校教育の推進 3：学校を支える教育環境の充実 4：生涯にわたって運動、スポーツに親しむ環境づくり 5：文化、伝統の継承、創造、再発見 | 1：生涯にわたって自ら学び、社会全体で子どもたちを育む体制づくり 2：「知」「徳」「体」のバランスの取れた学校教育の推進 3：学校教育を支える教育環境の充実 4：文化・芸術の振興と文化財の保存・活用 5：スポーツの振興 |
| ○章を分けて位置づける ← | 6：鳥取県教育振興基本計画の推進に向けた体制づくり |

(5) 18の「施策」と「重点取組」

施策については、おおむね、現行計画に沿いながら、文言等を修正する。

また、メリハリをつけた施策の推進を図るため、特に重点的に取り組むものを、新たに「重点取組」として示す。

| ○改訂案 () ・施策、○・重点取組、・・・その他新規取組) | |
|---------------------------------|--|
| 1- | (1) 社会全体で取り組む教育の推進 ①学校、家庭、地域の連携協力体制の構築 (2) 家庭教育の充実 ②保護者同士のネットワーク形成 (3) 生涯学習の環境整備と活動支援 ③図書館、博物館等の社会教育施設の機能の充実 ・博物館の施設の老朽化や収蔵庫の狭隘化などへの抜本的な対応 |
| 2- | (4) 学力向上の推進 ④スクラム教育等による校種を超えた連携の拡大 (5) 豊かな人間性、社会性を育む教育の推進 ⑤いじめ、不登校等の未然防止、早期対応 (6) 健やかな心と体づくりの推進 ⑥学校と地域が連携した体力向上 (7) 社会の進展に対応できる教育の推進 ⑦ICTの活用、英語教育の充実、手話の取組によるグローバルマインドとコミュニケーション力の育成 (8) 幼児教育の充実 ⑧発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実、発展 (9) 特別支援教育の充実 ⑨個々の障がいの種類や程度に応じた教育の提供 |
| 3- | (10) 人口減少期を好機と捉えた学校教育の提供 ⑩社会のニーズに対応した県立学校の在り方検討 (11) 特色ある学校運営の推進 ⑪教職員の過重負担等の解消 ・土曜日を活用した取組など、先進的に取り組もうとする学校に対する積極支援 (12) 人的、物的な教育資源の充実 ⑫中長期的な視点での若手、学校リーダーの育成 (13) 安全、安心な教育環境の整備 ⑬食物アレルギー等現代的な課題に対応できる体制整備 ・地震や津波等の災害から児童生徒を守るための実践的な防災教育の推進 (14) 私立学校への支援の充実 ⑭私立学校の様々な取組への支援 |
| 4- | (15) ライフステージに応じた運動、スポーツ活動の充実 ⑮幼児期からの運動習慣づくり (16) トップアスリートの育成 ⑯ジュニア期からトップレベルに至る体系的な指導体制等の充実 ・2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機とした競技力の向上施策の推進、合宿誘致や環境整備 |
| 5- | (17) 文化、芸術活動の一層の振興 ⑰子どもたちや若者が文化、芸術に触れ、感性を高める機会の提供 (18) 文化財の保存、活用、伝承 ⑱祭り、行事などを地域で伝承していく活動の支援 |

2 今後のスケジュール案

- 12月上旬～1月中旬 パブリックコメントの実施
- 1月上旬～中旬 教育審議会
- 3月上旬 改訂計画の決定

鳥取県教育振興基本計画～未来を拓く教育プラン～ (平成 26 年度～30 年度) の概要 (案)

鳥取県教育振興基本計画（以下、「計画」という。）は、中長期的に取り組むべき本県の教育課題や目指すべき姿の共通認識とその実現に向けた取組の方向を示すものですが、平成 21 年 3 月に策定した第一期の計画（以下、「第一期計画」という。）が平成 25 年度末で終了することに伴い、このたび、計画を改訂します。

改訂に当たっては、新たに計画に副題「～未来を拓く教育プラン～」を設定するなど「県民一人ひとりが自立し、豊かに生きていくことと合わせて、すべての人が協力しながら、急激な社会情勢の変化に柔軟に対応し、豊かな未来を切り拓き、創造していく人づくりを行う」という視点を基本理念に掲げることとしました。

計画の期間

平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年間

基本理念

「自立して心豊かに生きる 未来を創造する 鳥取県の人づくり」
(前計画の基本理念「自立した 心豊かな 人づくり」から改訂)

基本理念を支える 4 つの「力と姿勢」

▽自立して生きる力

- ・生きていくために必要な知識、技能、教養を備え、学び続ける姿勢
- ・主体的に考えて判断し、他者と協働しながら課題を解決していく力
- ・志を高く持ち、自らの夢を描きながら粘り強く挑戦し、実行していく力

▽豊かな心と健やかな体

- ・心とからだの健康づくりや体力の向上に取り組む姿勢
- ・思いやり、たくましさ、感動する心、まじめさなど豊かな人間性を発揮できる力
- ・文化、芸術、スポーツ、読書、奉仕などの活動に積極的に取り組む姿勢

▽社会の中で支え合う力

- ・人々との関わりを大切にし、コミュニケーションを豊かに取ることのできる力
- ・自他ともに尊重し、人権や命を大切にする姿勢
- ・社会の一員としての自覚と規範意識を持ち自らを律する力

▽ふるさとと鳥取県に誇りを持ち、未来を創造する力

- ・ふるさとの自然、歴史と伝統を守り、受け継ごうとする姿勢
- ・地域やふるさとに誇りと愛着を持ち、その発展に貢献しようとする姿勢
- ・グローバルな視点を持ち、社会の変化に対応しながら新たな価値を創造していく力

5つの目標と18の施策

目標 1 社会全体で学び続ける環境づくり

施策 1 - (1) 社会全体で取り組む教育の推進

1 - (2) 家庭教育の充実

1 - (3) 生涯学習の環境整備と活動支援

[主な取組]

※○は、重点取組

- 学校支援ボランティア、放課後子ども教室の取組を充実し、学校、家庭、地域の連携、協力体制を構築することを通じて、地域社会全体で学校を支え、子どもたちを育む活動を支援します。
- 保護者同士のネットワークの形成を進めるとともに、保護者への多様な学習機会の提供や、関係機関と連携した相談体制の整備など、家庭教育の支援を充実します。
- 多くの世代が生涯にわたって学べる場を提供するとともに、その学習成果を、地域や家庭などに還元していただけるように、図書館、博物館等の社会教育施設等の機能の拡充など、生涯学習環境の充実に取り組みます。
- ・携帯電話、スマートフォンやインターネット等とのより良い接し方等に関して、保護者等への普及啓発を行うなど、メディアによる有害情報や薬物乱用の危険から子どもたちを守る取組を促進します。

※学校にかかるデータは、公立学校にかかるものです。

| 【5年先の主な数値目標等】 | 現況値 | 目標値 |
|----------------------------|---------|--------|
| 望ましい生活習慣の定着に取り組んでいる割合(就学前) | 81.9% | 90% |
| 「鳥取県家庭教育推進協力企業」認定企業数 | 562社 | 700社 |
| 学校支援ボランティア登録者数 | 約6,000人 | 7,000人 |
| 公立図書館の個人貸出冊数(人口一人あたり) | 4.9冊 | 6冊 |

目標 2 学ぶ意欲を高める学校教育の推進

施策 2 - (4) 学力向上の推進

2 - (5) 豊かな人間性、社会性を育む教育の推進

2 - (6) 健やかな心と体づくりの推進

2 - (7) 社会の進展に対応できる教育の推進

2 - (8) 幼児教育の充実

2 - (9) 特別支援教育の充実

[主な取組]

- 「未来を拓くスクラム教育推進事業」での学校種を超えた連携取組の効果を、保護者、児童生徒、教員と共有しながら、校種を超えた連携が全県に拡大するよう取り組みます。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの配置を進め、教育相談活動、教職員の専門性の向上、子どもを取り巻く環境への働きかけによる、いじめ、不登校、中途退学などの生徒指導上の諸問題の未然防止、早期対応に向けた取組を強化します。

- 学校と地域が連携して子どもの体力を向上させるモデルの開発を行い、その成果を県内の学校及び地域へ普及します。
- ICT活用力や英語活用能力を備え、国際的に活躍できるグローバル人材を育成します。
- 県立聾学校における手話での授業の充実のための教職員の手話技術の向上や手話教育推進コーディネーターの配置など、教育面における手話に関する取組を進めます。
- 生涯にわたる人間形成と教育の基礎を培うため、発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育を充実、発展させます。
- 障がいのある幼児児童生徒の自立と社会参加の実現を目指し、個別の教育的ニーズに的確に応える教育を受けることができるよう、教育環境の整備に努めます。
 - ・基礎的、基本的な知識、技能を確実に修得させ、児童生徒の個に応じた学力の伸長を図ります。
 - ・キャリア教育や様々な体験や探究活動を行うことにより、自らの将来に夢や目標を抱かせる取組を行います。
 - ・児童生徒が「できる楽しさ」や「分かる喜び」を実感し、学習意欲が高まる授業、児童生徒の課題解決能力や思考力を育む授業が展開できるよう、教員の授業力を高め、授業改革を進めます。
 - ・子育てに関し、特に支援が必要な家庭への支援を強化します。
 - ・特別な支援を必要とする子どもたちへの適切な指導と支援を一層推進するために、「個別の教育支援計画」にもとづき、各教科等における配慮事項等を明確にした「個別の指導計画」の作成と活用を一層進め、指導と支援の充実に努めます。

| 【5年先の主な数値目標等】 | | 現況値 | 目標値 |
|---|--|--|----------------------------------|
| 観点①：豊かに生きる、共に生きる力 「将来の夢や目標を持っている」児童生徒の増加 | | (小6) 85.3% (中3) 70.9% (高2) - | 向上 |
| 観点②：学び方の質、学習状況 「家で、自分で計画を立てて勉強している」児童生徒の増加 | | (小6) 61.8% (中3) 46.2% (高2) - | 向上 |
| 観点③：学力調査 全国学力・学習状況調査で、A層で全国平均を上回り、D層で全国平均を下回った教科 | | (小中) 100% | 100% |
| 登校の出現率の減 | (小・全国) 0.32% (中・全国) 2.58% (高・全国) - | (県・小) 0.37% (県・中) 2.31% (県・高) 2.10% | 全国平均を下回ると共に低減 |
| 鳥取県体力・運動能力調査結果の総合判定(A～Eの5段階)が、A又はBの割合 | | (小5男) 40.5% (小5女) 44.5% (中2男) 39.4% (中2女) 63.7% | 50.0% 55.0% 50.0% 65.0% |
| 小学校において、体育の授業を除く1日の運動時間が1時間以上の児童の割合 | | (小5男) 72.3% (小5女) 51.0% | 70.0% |
| 中学校から高等学校への個別の教育支援計画の引継率 | | 71.8% | 100% |

目標 3 学校を支える教育環境の充実

施策 3 - (10) 人口減少期を好機と捉えた学校教育の提供

- 3 - (11) 特色ある学校運営の推進
- 3 - (12) 人的、物的な教育資源の充実
- 3 - (13) 安全、安心な教育環境の整備
- 3 - (14) 私立学校への支援の充実

[主な取組]

- 社会のニーズに対応した県立学校の在り方について検討し、平成 31 年度以降の在り方について具体的な計画を策定します。
- 業務改善に向けた事例を他校へ広げ、教職員の過重負担、多忙感の解消を図るとともに、校務に関する事務処理の効率化により、児童生徒一人ひとりに教員が向き合う環境づくりを目指します。
- 若手育成や学校リーダー育成等を中長期的な視点で行い、様々な教育ニーズや課題に対して、迅速かつ適切に対応できる教職員の資質や指導力の向上及び適切な人材の確保を目指します。
- 食物アレルギーの子どもたちに対応できる体制整備を進めます。
- 私立学校に対して、人材確保や教育環境の維持向上のための助成や就学支援金などによる保護者の経済的負担軽減を行い、県民に多様で良質な教育の選択肢を提供し、多彩で優れた「人財」を養成します。
- ・教職員一人一人にコンプライアンスの意識の徹底を図るとともに、不祥事を起こさない、起こさせない職場風土を構築します。
- ・県立学校の耐震化(非構造部材の耐震対策を含む)について、平成 29 年度末までの完了を目指します。

| 【 5 年先の主な数値目標等】 | 現況値 | 目標値 |
|--------------------|---|--------|
| 学校評価制度（学校関係者評価）実施率 | (幼) 80.0%、(小) 96.3%、 (中) 98.3%、(県立) 100% | 100% |
| 教員の精神性疾患による休職者の出現率 | 0.51% | 0.5%以下 |
| 公立学校の耐震化率の向上 | (幼) 100%、(小中) 81.9%、 (高) 87.1%、(特) 100% | 100% |

目標 4 生涯にわたって運動、スポーツに親しむ環境づくり

施策 4 - (15) ライフステージに応じた運動、スポーツ活動の充実

4 - (16) トップアスリートの育成（競技力向上）

[主な取組]

- 幼児教育、保育を行う機関や家庭において、1日合計「60分」を目安に楽しく体を動かす機会を確保し、幼児期の運動の習慣化を図るための取組を支援します。
- 世界や全国で活躍する選手育成のために、ジュニア期からトップレベルに至る体系的な

指導体制や指導プログラムの充実を図るとともに、優秀なジュニア競技者の発掘に努めます。

- ・ウォーキングなど手軽に日常生活で取り組める運動やスポーツを奨励し、運動習慣づくりを進めます。
- ・体育学習の充実を図り、児童生徒の誰もが運動する喜びを味わいながら、自主的、主体的な活動として、運動が日常的に子どもの中に定着し、習慣化されるように努めます。

| 【 5年先の主な数値目標等】 | | 現況値 | 目標値 |
|--------------------------|-----|-------|-------|
| 国民体育大会で入賞(8位以内)する種目数及び人数 | 種目数 | 38 種目 | 50 種目 |
| | 人数 | 74 人 | 120 人 |

目標 5 文化、伝統の継承、創造、再発見

施策 5 - (17) 文化、芸術活動の一層の振興

5 - (18) 文化財の保存、活用、伝承

〔主な取組〕

- 学校等との連携により、教育現場や地域で、子どもたちや若者が文化、芸術に触れ、感性を高め、創造力を育成する機会を確保し、文化、芸術活動を活性化します。
- 県民が県内の伝統文化などを学ぶ機会の充実を図るとともに、地域の身近な文化財を訪れる楽しさを伝え、祭り行事などの身近な無形民俗文化財を地域で伝承していく活動を支援します。
- ・子どもの頃から文化、芸術に触れる機会を拡充し、文化、芸術が生活の一部となる生活スタイルの浸透を促進します。

| 【 5年先の主な数値目標等】 | 現況値 | 目標値 |
|----------------------|----------|----------|
| 県指定文化財の新規指定件数(計画期間中) | 合計 31 件 | 合計 15 件 |
| 妻木晩田遺跡来場者数(年間) | 33,032 人 | 50,000 人 |
| 青谷上寺地遺跡展示館来場者数(年間) | 7,698 人 | 20,000 人 |

鳥取県教育振興基本計画の推進に向けた体制

(1) 県民等との協働による計画の推進

- ・計画の実現に向けて、様々なチャンネルで、県民の意見や要望を把握し、それを施策に反映させるとともに、情報を広く提供しながら、開かれた教育行政を進めます。
- ・専門家の活用や関係機関の連携を図りながら、専門化する多種、多様な教育問題等に、迅速かつ的確に対応します。
- ・市町村、国、高等教育機関など関係機関との連携、協力の推進を進めます。

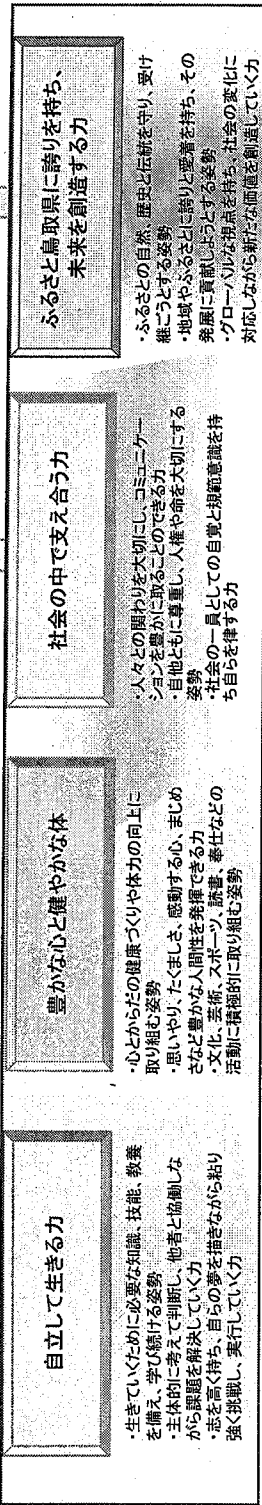
(2) 進捗管理

- ・年度ごとの具体的な取組については、教育現場や県民の声を聴きながら、当該年度に実施する事業を立案し、それをまとめたアクションプランを策定し、実行します。
- ・毎年度、計画の年度ごとの成果の進捗状況を点検、評価し、施策を確実に実現します。

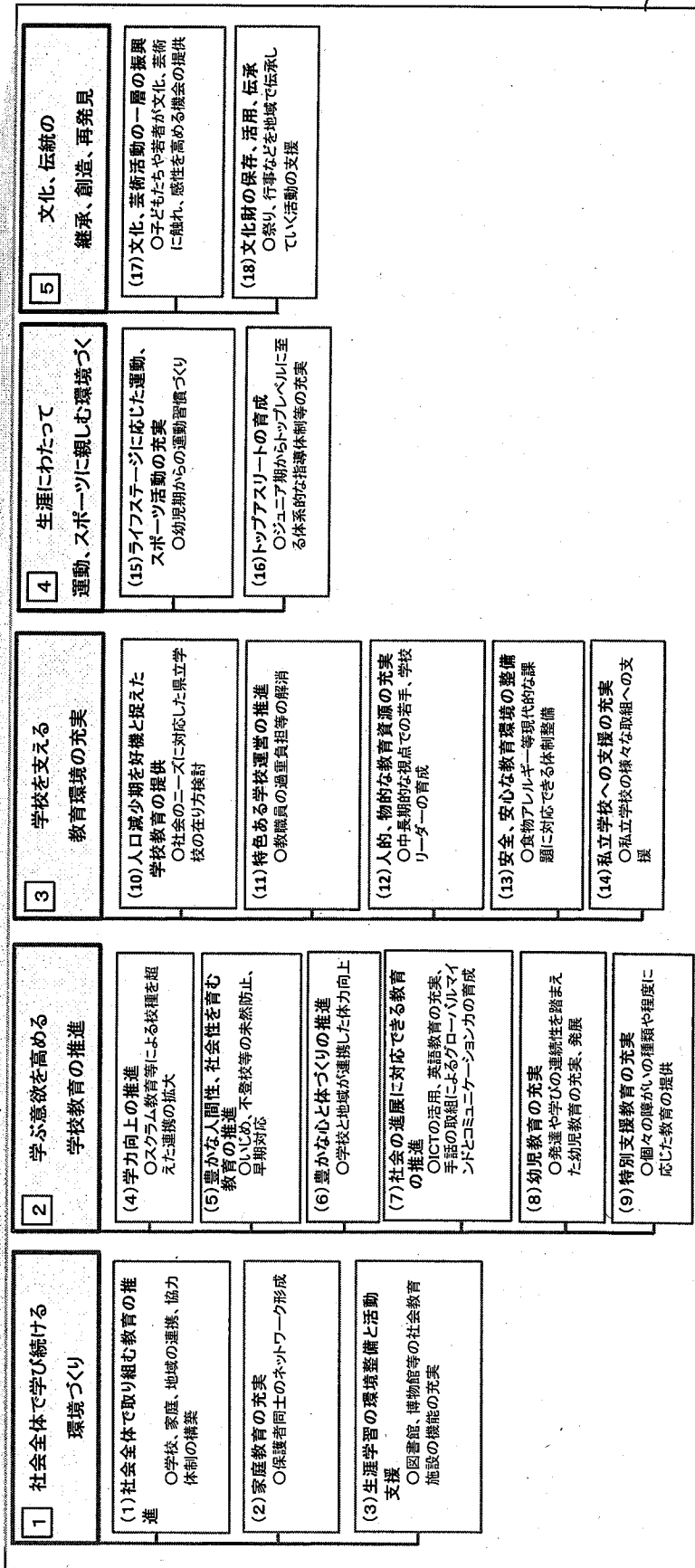
鳥取県教育振興基本計画 ～未来を拓く教育プラン～

基本理念 自立して心豊かに生きる 未来を創造する 鳥取県の人づくり

●基本理念を支える4つの「力」と姿勢



●5つの目標と特に力を入れたい18の施策と重点取組



●鳥取県教育振興基本計画の推進に向けた体制 ◆県民との協働による開かれた教育行政の推進 ◆市町村、国、高等教育機関等の関係機関との連携・協力の推進 ◆進捗管理

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

平成25年11月27日
教育環境課

【変更分】

| 工 事 名 | 工事場所 | 契約の相手方 | 契約金額 | 工 期 | 契約年月日 | 摘 要 |
|-----------------------------|--------------|---------|---|--------------------------------------|------------------------|------------------------------------|
| 県立米子高等学校管理棟耐震 改修工事（建築） | 米子市橋本 | 株式会社平田組 | 契約金額 208,740,000円を 222,656,700円 (13,916,700円 増額)に改める。 | 平成25年3月15日～ 平成25年12月10日 (変更なし) | 平成25年9月19日 (第1回変更) | (変更理由) 外壁改修の追加等を行っ たため。 |
| 県立米子高等学校管理棟耐震 改修工事（建築） | 米子市橋本 | 株式会社平田組 | 契約金額 222,656,700円を 230,794,200円 (8,137,500円 増額)に改める。 | 平成25年3月15日～ 平成25年12月10日 (変更なし) | 平成25年10月25日 (第2回変更) | (変更理由) 内壁改修の追加等を行っ たため。 |
| 県立米子白鳳高等学校教室棟 耐震改修工事（建築） | 米子市淀江町 福岡 | 株式会社大協組 | 契約金額 148,890,000円を 151,544,400円 (2,654,400円 増額)に改める。 | 平成25年3月18日～ 平成25年11月30日 (変更なし) | 平成25年10月22日 (第1回変更) | (変更理由) 外壁改修、屋上補修等の 追加を行ったため。 |

手話言語条例制定後の取組状況について

平成25年11月27日
特別支援教育課

平成25年10月11日、鳥取県手話言語条例制定後の取組状況に関して、次のとおり報告します。

1 手話学習教材作成委員会の開催

学校教育において児童がろう及び手話に対する理解を深めるための学習教材の作成等について検討するため、手話学習教材作成委員会を設置し、11月5日に鳥取聾学校で第1回委員会を開催した。

学習教材は「入門編」と「応用編」の2本立てとし、「入門編」は、年明けから使えることを目指して作成。「応用編」は、学校現場とやりとりしながら、完成した物から随時提供していく。

また、「手話のあいさつやってみよう!」を作成し、「入門編」の作成に先立って県内の全学校の生徒に配付、朝の会などで活用するなど、手話に親しむ取組を呼びかけている。

2 県立図書館での取組

県民の皆さんに手話への理解を深めていただくため、企画展示「もっと知りたい!手話のこと」のコーナーを設置した(10月1日~30日)。

3 教職員研修での取組

教育センター主催のすべての教職員研修において、開会時に手話言語条例の紹介をしたうえで、センター指導主事と受講者が手話による簡単なあいさつを一緒に行い、教職員の意識の向上を図る取組を始めた(10月31日より)。

4 「エンジョイ手話講座」の開催

昼休みのちょっとした時間を利用して、簡単な手話を学ぶ講座で、教育委員会事務局特別支援教育課の指導主事が講師となり、月1~2回のペースで開催している。

5 朝礼での手話の学習の取組

教育委員会では、各職場での朝礼又は終礼において手話であいさつを行うことを推進している。

例えば、特別支援教育課では、毎日の朝礼時、手話を交えて「県民への誓い」を唱和するとともに、当番の職員が独自に調べた手話表現を紹介し、会話文も例示しながら手話の学習を行っている。

6 NHKのテレビ番組「いちおしNEWSとっとり」の中で手話紹介コーナーがスタート

NHKのテレビ番組「いちおしNEWSとっとり」(月~金、午後6時10分~7時)の中で、手話紹介コーナーが設けられている。

(1) 内容 あいさつの手話表現などを紹介

(2) 出演者 県教委特別支援教育課 指導主事

(3) 放送時期 11月12日(火)からスタート(コーナーは3分間程度、毎週火・木曜日の6時25分頃に放送。)

《参考》知事部局等での取組

○ 手話推進員の配置

条例の趣旨・目的を県の組織全てで共有し、手話の普及、環境整備などの実践行動を推進・定着させるため、県庁内の各職場に「手話推進員」を配置することとした。

「手話推進員」は、各職場において、手話の学習、手話を活用した取組の実施、手話を使いやすい環境の整備などの取組を推進する。（知事部局、教育委員会、企業局、病院局、議会事務局、警察本部、各種委員会を対象に実施）

各職場での取組を推進するため、手話推進員を対象とした条例説明会を開催した。

○ 「手話は言語だ！行政職員のためのろう者と手話について学ぶ研修」の開催

県職員及び市町村職員等を対象として、条例の趣旨・内容を理解し、窓口対応等に役立つ簡単な手話を習得することを目的とした研修を開催していく。ろう者が講師となり、生活や体験について話を聞くとともに、手話の実技指導を受ける。

| | | |
|--------|-----------|----------------------|
| 開催日・会場 | 11月20日(水) | 鳥取県庁 講堂 |
| | 11月22日(金) | 中部総合事務所 講堂 |
| | 11月29日(金) | 西部総合事務所 講堂 |
| | 12月4日(水) | 西部総合事務所日野振興センター 大会議室 |
| | 1月15日(水) | 職員人材開発センター 講堂 |

○ 知事定例記者会見に手話通訳者の配置（10月17日スタート）

○ 手話チャンネルの開設

とりネット内の「とっとり動画ちゃんねる」に、手話に関連した動画を掲載する「手話チャンネル」を開設。

＜手話チャンネルの概要＞

(1) 開設日 平成25年11月18日(月)

(2) 内容

ア 県職員による手話講座

イ 県政番組「週刊とり☆リンク」

ウ おすすめ動画

エ 手話動画リンク集

○ 朝礼での手話の学習の取組

知事部局等では、各職場での朝礼又は終礼において手話であいさつを行うことを推進している。

例えば、福祉保健部障がい福祉課では、毎朝の朝礼で手話の学習を行っている。当番の職員が簡単な会話文などの手話表現について独自に調べ、朝礼において解説を加えながら手話の指導を行い、最後には全員でやってみるといふもので、手話への興味・関心が高まるとともに、手話の知識・技術も少しずつ向上している。

○ 手話学習会開催事業費等補助金を活用した手話学習会の開催

民間団体等でも県補助金を活用した手話学習会が開催されます。

この他にも鳥取県観光事業団が、12月3日から5日にかけて花回廊等で手話学習会を3回開催予定です。

(参考) 「手話学習会開催事業費等補助金」制度の概要

① 補助対象 手話学習会を開催する企業、社会福祉法人、NPO等

② 補助率 10/10

③ 補助上限 手話学習会の開催1回当たり15千円(1企業等当たり年3回まで)

○ 手話サークル等助成事業費補助金制度を創設（10月11日）

県内手話サークルの活動促進、交流等に関する取組を支援するために補助するもの。

第3回いじめ・不登校対策本部会議の概要について

平成25年11月27日

いじめ・不登校総合対策センター

- 1 日時 平成25年11月20日(水) 13:00~14:30
- 2 場所 県庁 教育委員室
- 3 出席者 教育長、教育次長、次長、各教育局長、教育総務課等関係課職員
- 4 概要

いじめ防止対策推進に関する取組について

(1) 説明 これまでの国の動向について

- ◆「いじめ防止対策推進法」6月28日公布、9月28日施行
 - いじめの防止、早期発見、対処の基本理念
 - 国及び地方公共団体等の対策
 - 〈基本方針〉国・学校→義務、地方公共団体→努力
 - 〈対策組織〉地方公共団体(連絡協議会)→任意 学校→必置
 - 〈重大事態の際の調査組織〉学校設置者又は学校→必置
 - 〈調査結果の検証組織〉地方公共団体の長(公立校)→任意
知事(私立校)→任意
- ◆いじめ防止基本方針策定協議会(8/13~10/11の間に7回開催)
- ◆「いじめ防止基本方針」策定 10月11日
- ◆文科省において説明会 10月31日
 - 国「いじめ防止対策基本方針」の解説と地方公共団体、学校等の取組のあり方について

(参考：鳥取県H24~)

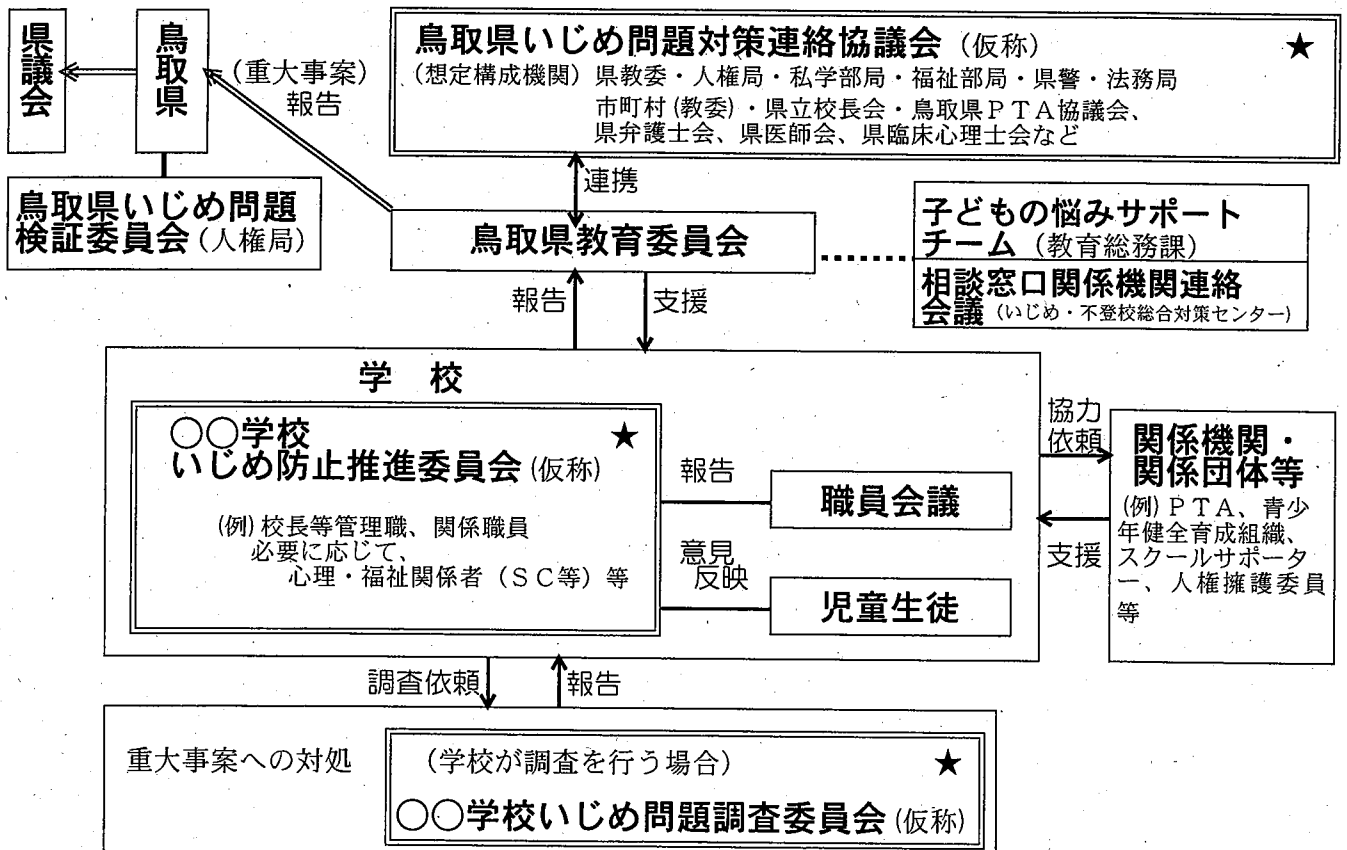
鳥取県いじめ対策指針

子どもの悩みサポートチーム

鳥取県いじめ問題検証委員会

(2) 説明 今後の県としての取組について

ア いじめ防止対策推進法を踏まえた本県の対応



イ 鳥取県いじめ防止基本方針案策定の基本的な考え方

- ① 基本方針そのものは骨子的なものとして、県民、現場教職員などが読めるボリューム、平易な表現とする。併せて、昨年度作成した「鳥取県いじめ対策指針」を改訂。
- ② いじめの防止等の対策を毎年度点検し、改善を図ること（PDCAサイクル）を明記。
- ③ 努力義務とされている「いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、関係機関、団体との連携を図ることを明記。
- ④ 既設の「鳥取県いじめ問題検証委員会」、「子どもの悩みサポートチーム」を推進法のスキームの中で活用することを明記。
- ⑤ 上記組織には、児童生徒やその保護者の意向に配慮しながら、専門的な知識・経験を有する第三者の参加を図り、公平正・中立性が確保されるよう努めることを明記。
- ⑥ 学校においては、個々の教職員が抱え込まず組織で対応すること、外部の専門家の参加を求めるなどを明記。
- ⑦ 児童生徒の主体的な活動を支援し、いじめに直面したとき適切に行動できる児童生徒の育成を目指すことを明記。

(3) 主な意見

- 既存の「鳥取県いじめ対策指針」と新たに策定する「鳥取県いじめ防止基本方針」との関係性について整理し、大綱的な基本方針の下で、それを補う資料・ガイドブック的な位置づけとする。
- 基本方針を長期的なスパンでPDCAサイクルにより回していくことについて、やり方を十分に検討すること。
- 重大事態への対処について、流れを分かりやすく整理すること。
- 連絡協議会における連携の具体的なあり方について整理すること。
- 学校に置かれる「いじめ防止のための組織」について、既存の校内組織との関係を整理し、例示的に示すこと。
- 基本方針の中に、インターネットを通じて行われるいじめについてと、未然防止に関わる観点をきちんと記載する。
- 今後、市町村の意見を聞きながら、市町村が自主的な取組が進められるよう、県として取り組んでいく。

(4) その他

基本方針の策定は年度内を目途とする。

県立学校教職員の懲戒処分について

平成25年11月27日
高等学校課

【懲戒処分の実施】

平成25年10月28日付けで懲戒処分を実施
名誉毀損、信用失墜行為

【懲戒処分の内容】

- (1) 処分年月日 平成25年10月28日
- (2) 処分の量定 免職
- (3) 所属・職種 県立学校教職員

(4) 処分の理由

当該教職員は、平成25年7月20日、自宅において、携帯電話機を使用し、不特定多数の者が閲覧可能なホームページ内の電子掲示板に、被害女性になりすまし、被害女性の画像を添付した上、被害女性の名誉を毀損する内容の文書を掲載した。

このことにより、7月26日に逮捕され、8月15日に名誉毀損により裁判所へ公判請求された。

平成27年度県立高等学校の学級減について

平成25年11月27日

高等学校課

昨年10月に策定した「今後の県立高等学校の在り方に関する基本方針」に基づき、平成30年度までに必要となる学級減のうち、平成27年度に実施するものについては、以下のとおりです。

| 校名 | 平成26年度 | | 平成27年度(変更案) | | 学級減の考え方と今後の学校の在り方 |
|-----|--------|----------|-------------|----------|---|
| | 大学科 | 小学科(コース) | 大学科 | 小学科(コース) | |
| 倉吉西 | 普通④ | 普通科④ | 普通③ | 普通科③ | <p>中部地区の中学校卒業者の減少に対応するため、普通学科を1学級減じる。</p> <p>学級減を機に、従来より取り組んでいる探求型の学習をより一層進めて学びを深めるとともに、倉吉市教育委員会と連携して近隣の中学校との中高連携を推進する。</p> |

◆中部地区の学級減(H19以降)

| | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 |
|------|---------|-----------|-----------|-----|-----------|-----|-----|-----|---------|
| 普通学科 | 1 倉西 | | 1 中央育英 | | 1 倉東 | | | | 1 倉西 |
| 専門学科 | | 1 倉吉総産 | | | 1 倉吉農業 | | | | |

※丸囲み数字は学級数、ゴシック部分は変更箇所

米子市立図書館等と連携した県西部におけるビジネス支援サービス事業の充実について

平成25年11月27日

図 書 館

鳥取県立図書館では、8月にリニューアルオープンした米子市立図書館と産業支援機関と連携し、県西部におけるビジネス支援サービス事業の充実を図っている。

1 米子市立図書館における「県立図書館ビジネス図書コーナー」の開設

8月17日にリニューアルオープンした米子市立図書館のビジネス支援コーナーに、企業情報、業界情報、統計資料、マーケティング情報や西部の主要産業である食品、流通、貿易などに関する県立図書館の専門書約300冊を配架したコーナーを新たに設置した。

また、県や市町村の経済動向や、指定の地域の消費購買力などの市場性が評価できる「商圈分析システムMieNa」を米子市立図書館で利用できるようにした。



「県立図書館ビジネス図書コーナー」

2 ビジネス支援に関する協定書の締結

県西部の企業及び起業を目指す個人に対する支援体制を強化し、地域経済の活性化に貢献するため、米子市立図書館と産業支援機関と協定を締結した。(6月には、倉吉市立図書館等と同様の協定を締結)

(1) 日時 10月10日(木)

(2) 場所 米子市立図書館 研修室

(3) 協定調印者

一般社団法人鳥取県中小企業診断士協会
公益財団法人鳥取県産業振興機構
株式会社日本政策金融公庫米子支店
鳥取県立図書館
米子市立図書館

(4) 連携協定事項

- (ア) 相談業務に関すること
- (イ) 研修会及びセミナー等の実施に関すること
- (ウ) 図書館のビジネス支援機能の活用に関すること
- (エ) 相互の事業の広報に関すること
- (オ) その他目的達成に必要な連携、活動に関すること



3 米子市立図書館のビジネス相談会の開催

米子市立図書館を会場に、協定調印者が連携し相談会を開催する。

ア 中小企業診断士による「起業・経営なんでも相談会」(11月3日開始)

〔日時〕毎月第1日曜日・午後1時～

イ 日本政策金融公庫職員による「起業・事業融資相談会」

〔日時〕アと同じ(開催日を同一にし、経営と融資の両立が相談できるようにした。)

ウ 図書館職員による「ビジネス情報相談会」(10月18日開始)

〔日時〕毎月第3金曜日・午後1時～

仕事に必要な情報を探している方を対象とした、鳥取県立図書館、米子市立図書館の職員による情報相談会。図書館職員が資料やデータベース等を活用し、調査をサポートする。

1

なお、県立図書館職員が館外で定期的に相談会を行うのは、米子が始めて。

4 米子商工会議所「創業塾」への出前図書館

10月23日、米子商工会議所が行った創業塾（テーマ「マーケティング」）において、県立図書館の職員が、図書館活用について紹介し、関係図書の見学やMi e Naによる情報提供を行った。

5 ビジネスライブラリーフォーラム「地域産業を支える公共図書館の可能性」の開催

米子市立図書館のリニューアル記念事業として、県民、企業、行政・図書館関係者が一堂に会し、地域の産業振興に貢献する図書館の可能性について考えるフォーラムを開催した。

(1) 日時 10月25日(金) 午後1時30分～4時30分

(2) 場所 米子市立図書館

(3) 主催 鳥取県立図書館、米子市立図書館

(4) 共催 米子商工会議所ほか

(5) 内容

ア 挨拶 県教育委員会次長、米子市長

イ 記念講演 「公共図書館におけるビジネス支援サービスの可能性」

竹内 利明氏（ビジネス支援図書館推進協議会長・電気通信大学特任教授）

ウ 報告 「鳥取県立図書館のビジネス支援と今後の展開」 鳥取県立図書館

エ パネルディスカッション「地域の産業を支える公共図書館の可能性」

コーディネーター 糸賀 雅児氏（慶應義塾大学文学部教授）

パネリスト 杉原 弘一郎氏（米子商工会議所工業部会長、米子市文化財団理事長）

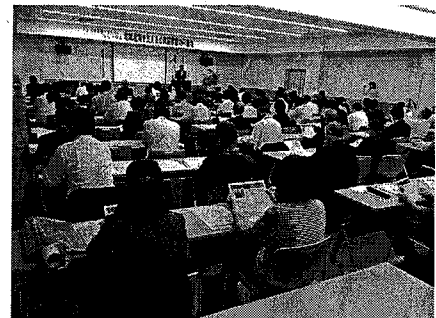
田中 義晴氏（税理士法人田中事務所専務）

沢田 克也氏（沢田防災技研代表取締役）ほか

(6) 参加者 87名（企業関係者、産業支援機関、米子市商工関係職員、図書館関係者等）

(7) 参加者の主な感想

- ・ 図書館のビジネス支援という機能を初めて知って、図書館のイメージが変わった。
- ・ 図書館や、Mi e Naなどのデータベース、資料相談のプロである司書を仕事に活用したいと思った。（後日、市町村図書館に資料相談に来られた参加者あり）



6 情報収集・活用力セミナーの開催(予定)

(1) 日時 12月21日(土)・22日(日) (2) 場所 米子市立図書館

(3) 内容 図書館資料を用いた情報収集の方法、経営革新計画の戦略策定など

7 成果・課題

- ・ 米子市立図書館や西部の産業支援機関と連携して各種事業を行うことにより、西部におけるビジネス支援の体制ができつつある。今後、具体的成果につなげていくことが必要である。
- ・ 西部でのビジネス支援の取組は、新聞・テレビ等で多数取り上げられ、特集も組まれたが、まだ知らない方が多いので、さらに周知を図る必要がある。

重要伝統的建造物群保存地区の選定について

平成25年11月27日
文化財課

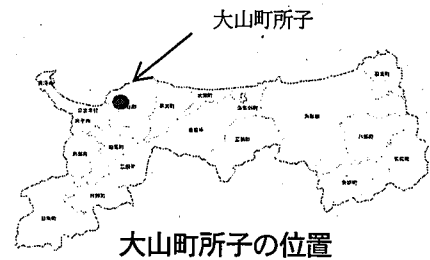
平成25年10月18日に、国の文化審議会（会長 宮田亮平）から文部科学大臣に下記の文化財を新規選定するよう答申されました。

記

重要伝統的建造物群保存地区に選定される文化財

名称 大山町所子伝統的建造物群保存地区
約25.8ヘクタール

所在地 鳥取県大山町所子字大神祇、字北垣、字下前田、字前田、字山之神、字神田、字三反田、字片吹、字場正免及び字垣ノ内の全域並びに字甲原、字更田、字宮側、字道ノ下、字向田、字観音堂、字徳田、字掛田、字樋之口、字下河原及び字新宮の各一部



概要

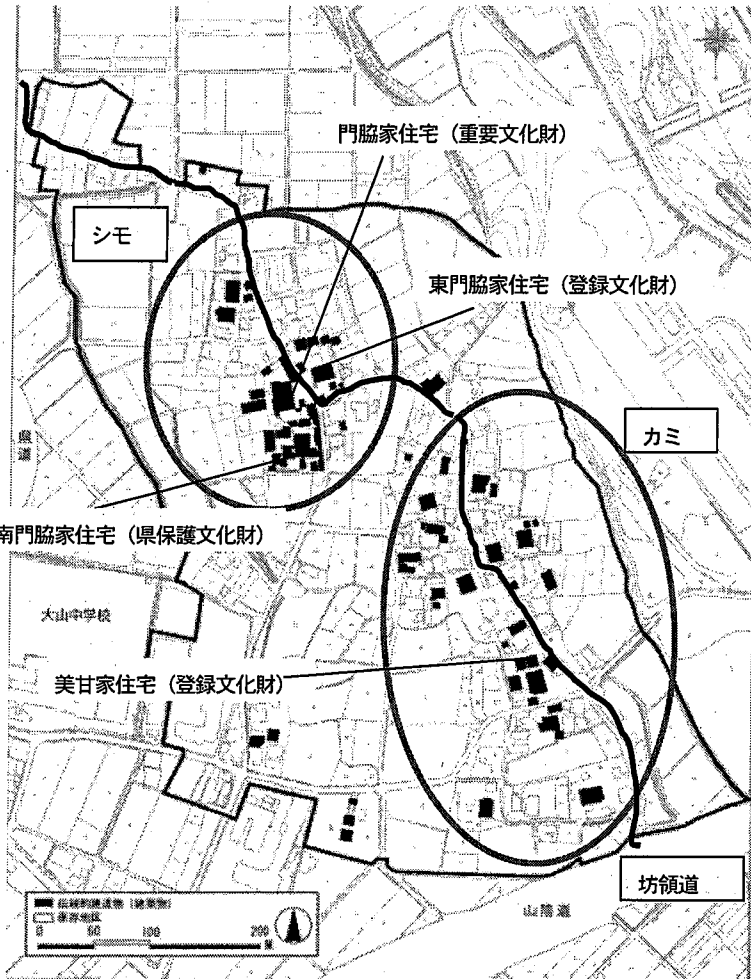
所子（ところご）は中世には京都の賀茂御祖神社（下鴨神社）の社領であったと伝え、近世に鳥取藩となる。集落の中心には大山への参詣道である坊領道（ぼうりょうみち）が通り、主に、南東のカミ、北西のシモと呼ばれる2つの家屋群からなる。集落内の住宅は基本的に坊領道に沿って敷地を構え、主屋の棟は道に並行し、門や厩舎などを敷地前面に建てて入り口とする特徴のある景観を形成する。

主屋の多くは切妻造で平屋、または建ちの低いつし二階建とする。屋根には赤茶色の石州瓦又は近隣で生産されていた黒色の真子瓦（しんじがわら）が用いられ、棟には石棟を置く。いずれの主屋も、道に面した大山側（南側）に接客空間を配置するのが特徴である。

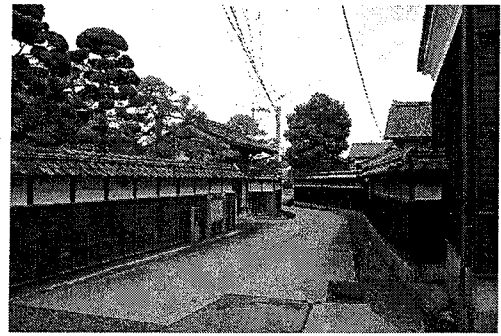
そのほか、地区内には大山から日本海へ流れる阿弥陀川から引いた水路が流れ、集落の端には六地蔵やカミ、シモの墓地のほか、家屋群の周辺には圃場整備がされていない水田が広がる。

当地区は重要文化財門脇家住宅をはじめとして近世から昭和初期にかけて建築された伯耆地方の伝統的な建築様式を良く残す大規模な主屋や附属屋等からなる農家が群として残っている。また、集落内を流れる水路や田畑などと一体となって伝統的な農村景観を形成し、歴史的風致を良く残している点で我が国にとって価値が高い。

なお、今回選定された地区は、大山町が地区決定（平成25年7月5日告示）した「大山町所子伝統的建造物群保存地区」の全域である。



大山町所子伝統的建造物群保存地区の範囲



集落の景観 (シモ)
〈提供：大山町教育委員会〉



航空写真 (手前がシモ、奥がカミ)
(大山町教育委員会提供)

【参考】

○今回、国で答申が行われる重要伝統的建造物群保存地区（重伝建）の概要

| | 現在の件数 | 今回答申件数 | 選定後の件数 |
|---------------|---------------------------|--------|---------------------------|
| 重要伝統的建造物群保存地区 | 104地区 (41道府県 84市町村) | 2地区 | 106地区 (41道府県 86市町村) |

○鳥取県の伝統的建造物群保存地区の数（今回選定後）

| 国選定 | 県選定 | 計 |
|------------------------|-----------------|-----|
| 重要伝統的建造物群保存地区 | 伝統的建造物群保存地区 | |
| 2地区 (倉吉市打吹玉川、大山町所子) | 1地区 (智頭町板井原) | 3地区 |

国登録有形文化財の新規登録について

平成25年11月27日
文化財課

平成25年11月15日に、国の文化審議会（会長 宮田亮平）から文部科学大臣に下記の文化財を新規登録するよう答申されました。

記

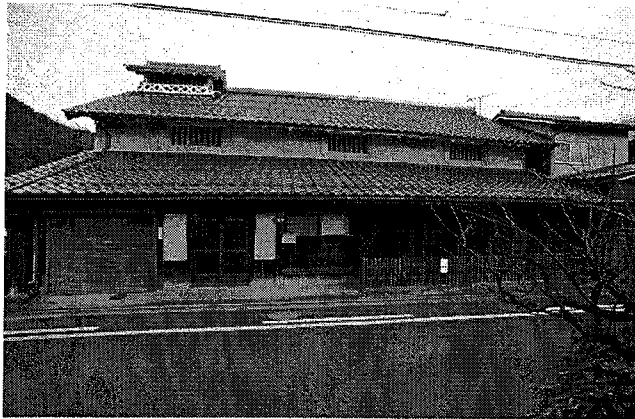
【文化財の概要】

名称および所在地

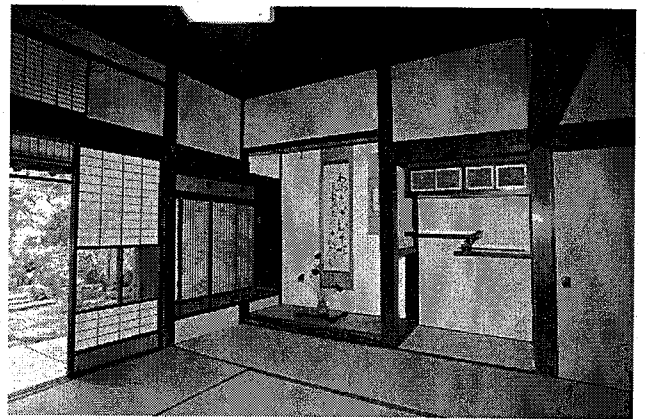
- 岩田家住宅（鳥取市立川町）主屋、茶室、離れ 3件
 - 面谷家住宅（境港市花町）店舗兼主屋、新座敷（旧精米所）、道具蔵、旧砂糖蔵 4件
- 計 2所7件

特 徴

- 岩田家住宅：鳥取城下南寄りに位置する町家。主屋は赤色瓦や奥行き深い下屋（げや）に地方的な特色を示す。南東隅には茶室が接続し、落ち着いた雰囲気のある庭景観を形成する。茶室東側に、渡廊下を介して庭に向けて開放的な形式とする離れが建つ。



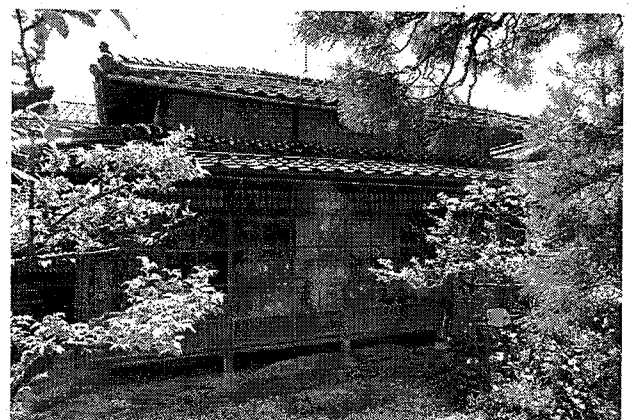
岩田家住宅主屋 外観



岩田家住宅主屋 座敷



岩田家住宅茶室 内観

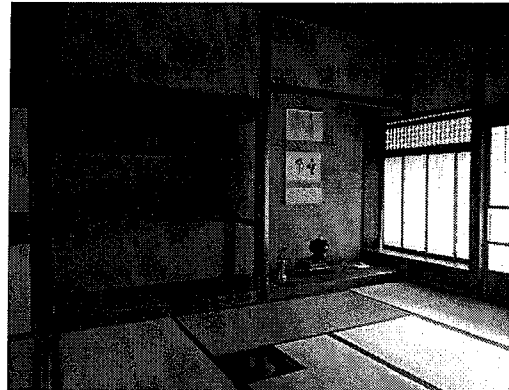


岩田家住宅離れ 外観

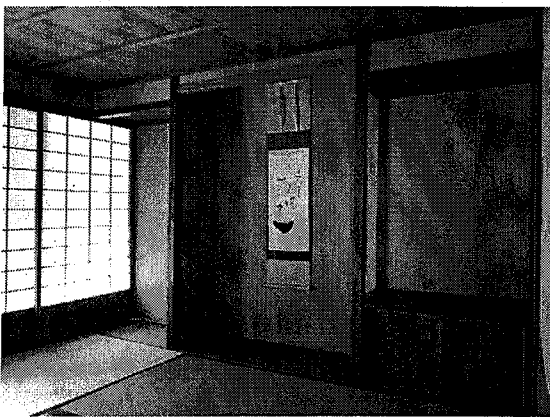
- 面谷家住宅：面谷家は酒や醤油醸造を営んだ商家で、境水道南側の通りに西面する。店舗兼主屋は前後に下屋を設け、床上部は六間取りとする。新座敷はもと精米所と伝わるが、現在は座敷として使用する。道具蔵は主屋とともに屋敷の正面構えを構成し、旧砂糖蔵は敷地南西隅の景観を引き締める。敷地内の建物をまとめて登録する。



面谷家住宅店舗兼主屋 外観



面谷家住宅店舗兼主屋 座敷



面谷家住宅新座敷（旧精米所） 茶室内観

登録件数 国の登録有形文化財は県内で172件目（うち建造物は169件目）

| 国登録文化財 | 国指定文化財 | 県指定文化財 |
|--------|--------|--------|
| (169) | (18) | (21) |
| 172 | 118 | 255 |

() 内は建造物の数

登録物件の所在する市町村の文化財件数（今回登録後）

| | 国登録文化財 | 国指定文化財 | 県指定文化財 |
|-----|------------|-----------|------------|
| 鳥取市 | (33) 34 | (4) 29 | (4) 103 |
| 境港市 | (4) 4 | (0) 1 | (0) 3 |

() 内は建造物

境港市から初めて登録有形文化財の登録

※今年度の国登録は3所目 興禅寺本堂（鳥取市栗谷町、7月19日答申）

※今年度、建造物ではほかに

尾崎家住宅（湯梨浜町宇野）が重要文化財指定（8月7日付、県内18件目）

大山町所子伝統的建造物群保存地区（大山町所子）が重要伝統的建造物群保存地区に選定（10月18日答申、県内2件目）

第68回国民体育大会知事表彰式の開催について

平成25年11月27日
スポーツ健康教育課

第68回国民体育大会（スポーツ祭東京2013）で優秀な成績を収めた選手に対して下記のとおり知事表彰を行います。

記

- 1 表彰の期日 平成25年12月13日（金）午後3時から午後4時まで
- 2 表彰の会場 ホテルモナーク鳥取
- 3 表彰の対象 第68回国民体育大会（スポーツ祭東京2013）の正式競技の種別又は種目において、8位までに入賞した個人競技及び団体競技の選手
- 4 被表彰者 被表彰者 選手63名
- 5 表 彰 入賞者には表彰状の授与と記念品の贈呈
- 6 そ の 他 入賞を出した監督には感謝状の授与と記念品の贈呈を行う

【 知事表彰 受賞者一覧 】

| 順位 | 合計人数 |
|-----|------|
| 1 位 | 13 |
| 2 位 | 1 |
| 3 位 | 4 |
| 4 位 | 16 |
| 5 位 | 12 |
| 6 位 | 0 |
| 7 位 | 4 |
| 8 位 | 13 |
| 合計 | 63名 |

※一人で複数の入賞がある場合は、上位入賞を優先した。

【 受賞者数一覧 】

| | 合計人数 |
|-------|------|
| 入賞者表彰 | 63名 |
| 感謝状表彰 | 20名 |
| 合計 | 83名 |

鳥取県スポーツ推進計画の答申について

平成25年11月27日

スポーツ健康教育課

平成24年8月23日に諮問した「鳥取県スポーツ振興計画」の見直しについて、鳥取県スポーツ審議会 油野利博 会長から鳥取県教育委員会 中島諒人 委員長に答申を受けましたので、報告します。

記

1 答申について

(1) 期日 平成25年11月18日(月)

(2) 諮問事項

スポーツ基本法の目指す方向性を踏まえながら、本県スポーツの一層の充実に向けて「鳥取県スポーツ振興計画」を見直すこと

(3) 答申の概要

別添資料【資料1】

2 今後の予定について

答申を踏まえて教育委員会内で議論し、鳥取県スポーツ推進計画案をまとめ、パブリックコメント等、意見聴取を行った上で、今年度末を目途に計画を策定する予定。

※詳細は、別紙策定スケジュール【資料2】

資料 1

【概要版】鳥取県スポーツ振興計画の見直しについて(答申)

～すべての県民が豊かなスポーツ文化を享受できる鳥取県を目指して～

平成25年11月

鳥取県スポーツ審議会

鳥取県スポーツ推進計画（概要）

第1章 鳥取県スポーツ推進計画の概要

1 策定の趣旨

- 平成23年8月に「スポーツ振興法」が全面改正され、スポーツを取り巻く現代的課題を踏まえて、国・地方公共団体の責務やスポーツ関係団体等の努力等を明確に示し、スポーツに関する施策の基本となる事項を規定した「スポーツ基本法」が施行された。
- 同法は、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことを全ての人々の権利と規定するとともに、スポーツが、青少年の健全育成や地域社会の再生をはじめ、国民生活において多面にわたる役割を担うことを明らかにしている。
- 平成24年3月には、同法に基づき、わが国におけるスポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「スポーツ基本計画」が策定された。
- 本県では、平成21年3月に本県スポーツ振興の指針となる「鳥取県スポーツ振興計画」を10カ年の計画として策定し、施策を進めてきたが、年齢や性別、障がい等を問わず、広く人々が、関心、適性等に応じてスポーツに参画することができ、心豊かな生活を営むことができる社会を実現するため、国のスポーツ基本計画に沿った推進計画を定めることが必要となってきた。
- そこで、スポーツ基本法の目指す方向性や国のスポーツ基本計画を踏まえ、鳥取県スポーツ推進計画として、本県の実情に即したスポーツの推進に関する計画を策定することとした。

2 スポーツ推進計画の基本方針

(1) 目指す将来の姿

様々な年代の人々が年齢や性別、障がい等を問わず、関心、適性等に応じてスポーツに参画することができる環境を整備し、心豊かな生活を営むことができる社会

(2) 基本方針

目指す将来の姿を実現するため、以下の5つの基本方針を設定し、鳥取県のスポーツを推進。

- ① ライフステージに応じた運動・スポーツ活動の推進
- ② 学校体育と運動機会の充実による子どもの運動・スポーツの基礎づくり
- ③ 地域におけるスポーツ人材の育成とスポーツ環境の充実
- ④ 競技力の向上に向けた人材養成やスポーツ環境の総合的な整備
- ⑤ スポーツ推進に向けた各組織の連携と一体的・総合的な取組の充実

3 推進計画の特徴

- (1) 県民の誰もが関心、適性等に応じて、いつでも、どこでも誰とでも気軽にスポーツに親しみ、スポーツに参画することができるスポーツ環境を整備し、心豊かな生活を営むことができる社会の構築を目指す。

- (2) 県民一人ひとりの自主的、積極的なスポーツ活動への参画を促す。
- (3) 各市町村において地域の実情に合ったスポーツ推進計画を立案する際に参考にすることができる。
- (4) 計画の実施にあたり可能な限り施策の推進主体を明らかにし、県、各市町村、各種スポーツ関係団体並びに県民が相互に協力して推進できる。

4 推進計画の期間

平成26年度から平成35年度までの10カ年計画

(前期5年間(平成30年まで)に総合的かつ計画的に取り組むべき施策を提示)

5 推進計画の全体像

別紙1を参照

6 計画の体系

別紙2を参照

第2章 具体的施策の方向性

1 ライフステージに応じた運動・スポーツ活動の推進

1 幼児期における運動・スポーツの基礎づくり

- 体を動かす遊びに取り組む習慣や望ましい生活習慣の定着
- 幼児教育・保育に関わる職員の啓発、指導力の向上
- 障がいのある子どもに対する運動機会の提供への支援

2 児童生徒における運動・スポーツの基礎づくり

- 運動・スポーツ活動を行う機関や団体等、保護者への啓発
- 様々なスポーツや運動に親しむ機会の充実に対する支援
- 運動習慣の定着
- 障がいのある子どもに対する運動機会の提供への支援

3 成年期からの運動・スポーツ活動の充実

- ライフステージに応じたスポーツ活動実態の把握と活用
- 日常生活における運動・健康維持への取組の普及・啓発
- 職場における運動実施の推奨
- 鳥取県民スポーツ・レクリエーション祭の充実
- 関西ワールドマスターズゲームズ2021と連携した取組の推進
- 高齢者のスポーツ機会の充実
- 地域の住民が主体的に運動に参加できる取組への支援
- 誰もが取組みやすいスポーツ機会の充実
- スポーツ観戦等、みるスポーツ活動への取組の充実
- スポーツボランティア等、支えるスポーツ活動の充実

Ⅱ 学校体育と運動機会の充実による子どもの運動・スポーツの基礎づくり

1 運動する喜びが味わえる学校体育の充実

- 新学習指導要領の趣旨を踏まえた体育学習の実践
- カリキュラムの工夫改善
- 教員の指導力向上

2 運動機会の充実による児童生徒の体力向上の取組への支援

- 体力テストの結果分析と活用
- 自校の課題を踏まえた体力向上の計画的、継続的な取組の推進
- 体育的活動の充実
- 特別支援学校における体力向上の推進
- 安全で楽しく運動に親しめる環境づくり
- 地域との連携支援
- 保護者への啓発

3 小学生のスポーツ活動や中学校、高等学校及び特別支援学校の運動部活動の適切な指導と活性化

- 適正な指導の推進
- 指導者の指導力向上
- スポーツ少年団、スポーツクラブや運動部活動の運営の改善・充実
- 地域人材の活用促進

Ⅲ 地域におけるスポーツ人材の育成とスポーツ環境の充実

1 地域スポーツのニーズに応えるスポーツ指導者の育成

- 多様化する地域スポーツのニーズに対応した人材の育成
- スポーツ指導者の活用促進
- 障がい者スポーツ指導員の養成と活用
- スポーツ推進委員の資質向上
- トップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働

2 スポーツ関係団体等の体制整備と体育施設の整備及び機能の充実

- 広域スポーツセンター機能の充実
- 総合型クラブの育成支援
- 既存施設の共同利用・活用の促進

- 公共スポーツ施設の整備・充実

3 誰もが身近にスポーツに触れる機会の提供

- スポーツ実施の充実と裾野の拡大
- 「みるスポーツ」の推進と充実
- スポーツボランティア活動の推奨
- スポーツ交流の推進と充実
- スポーツ情報を提供するシステムの整備と充実

IV 競技力の向上に向けた人材養成やスポーツ環境の総合的な整備

1 ジュニア期からトップレベルに至る体系的な指導体制の充実

- 発達段階に応じたジュニア期の一貫指導体制の充実
- 成年スポーツ強化体制の確立
- 競技者育成プログラムによる計画的な取組の実施
- ジュニア競技者の発掘・育成
- 各種全国大会への派遣補助
- 2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機とした取組の創設、実施

2 スポーツ指導者の育成と資質向上

- 指導者の育成支援
- 指導者間の連携強化
- 有資格者の養成・確保
- 指導者の確保、適正配置
- 障がい者スポーツ指導者の育成

3 競技力向上の推進体制及び連携の強化

- 県と県体育協会及び加盟競技団体との連携強化
- 競技団体の選手強化体制の確立
- 県障がい者スポーツ協会との連携強化

4 競技力向上を支える環境整備

- スポーツ医・科学の効果的活用
- アンチ・ドーピング教育の充実
- 競技力向上の拠点施設の整備

- 競技スポーツへの県民意識の高揚

5 各種全国大会の円滑な開催に向けた支援

- 関係機関との連携強化
- 県内開催への県民意識の高揚
- 施設等の充実、役員の養成

V スポーツ推進に向けた各組織の連携と一体的・総合的な取組の充実

1 スポーツに関わる組織及び団体間の連携強化

- 県教育委員会と知事部局と連携
- 県と県体育協会、県レクリエーション協会、県障がい者スポーツ協会等の各スポーツ団体との連携
- 県と各市町村との連携
- 県と大学や企業との連携

2 一体的・総合的かつ効果的なスポーツ施策の推進

- 全県的なスポーツイベントにおける各スポーツ関係団体の連携
- プロスポーツをはじめとしたトップ選手との連携
- スポーツツーリズムの推進
- 国際スポーツ交流の推進

第3章 計画の推進

1 アクションプランの策定

本計画推進のために実施する施策や年次計画等を定めたアクションプランを策定。
(平成26年度に策定し、5年間の計画とする。)

2 計画の進捗におけるPDCAサイクルの確立

- スポーツ審議会における計画進捗状況の確認・次年度施策への反映
- 教育審議会や各スポーツ関係団体が開催する委員会等との連携・スポーツ推進施策の充実・効果的実施方法等の検討

3 その他

各市町村においては、国のスポーツ基本計画や本スポーツ推進計画を参考にし、地域の実情を考慮して、計画的にスポーツ推進に努めることが求められる。

【別紙1】 推進計画の全体像

スポーツ基本法
「スポーツ権」の確立
スポーツの多面的な役割の明確化



スポーツ基本計画

【目指す社会の姿】

スポーツを通じて全ての人々が幸福で豊かな生活を営むことができる社会

<基本方針>

年齢や性別、障害等を問わず、広く人々が、関心、適性等に応じてスポーツに参画することができるスポーツ環境を整備

- ①子どものスポーツ機会の充実
- ②ライフステージに応じたスポーツ活動の充実
- ③住民が主体的に参画する地域スポーツ環境の整備
- ④国際競技力の向上
- ⑤国際交流・貢献の推進
- ⑥スポーツ界の透明性、公平・公正性の向上
- ⑦好循環の創出

【計画の期間】

○国における今後10年間の基本方針と現状及び課題を踏まえた5年間の計画

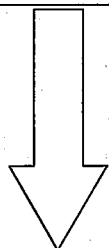
鳥取県将来ビジョン

みんなで創ろう「活力 あんしん鳥取県」



鳥取県教育振興基本計画

「自立した 心豊かな 人づくり」



<鳥取県スポーツ推進計画>

【目指す姿】

すべての県民が豊かなスポーツ文化を享受できる鳥取県

様々な年代の人々が年齢や性別、障がい等を問わず、関心、適性等に応じてスポーツに参画することができる環境を整備し、心豊かな生活を営むことができる社会

【基本方針】

- 目指す姿を実現するため、以下の5つの基本方針を設定
 - ① ライフステージに応じた運動・スポーツ活動の推進
 - ② 学校体育と運動機会の充実による子どもの運動・スポーツの基礎づくり
 - ③ 地域におけるスポーツ人材の育成とスポーツ環境の充実
 - ④ 競技力の向上に向けた人材養成やスポーツ環境の総合的な整備
 - ⑤ スポーツ推進に向けた各組織の連携と一体的・総合的な取組の充実

【計画の期間】

- 平成26年(2014年)度～平成35年(2023年)度までの10カ年計画
※今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策について示す

【別紙2】 計画の体系

| 推進計画の基本方針 | 施策項目 | 具体的施策 |
|--|--|---|
| I ライフステージに応じた運動・スポーツ活動の推進 | 1 幼児期における運動・スポーツの基礎づくり | ①体を動かす遊びに取り組む習慣や望ましい生活習慣の定着 ②幼児教育・保育に関わる職員の啓発、指導力の向上 ③障がいのある子どもに対する運動機会の提供への支援 |
| | 2 児童生徒における運動・スポーツの基礎づくり | ①運動・スポーツ活動を行う機関や団体等、保護者への啓発 ②様々なスポーツや運動に親しむ機会の充実に対する支援 ③運動習慣の定着 ④障がいのある子どもに対する運動機会の提供への支援 |
| | 3 成年期からの運動・スポーツ活動の充実 | ①ライフステージに応じたスポーツ活動実態の把握と活用 ②日常生活における運動・健康維持への取組の普及・啓発 ③職場における運動実施の推奨 ④鳥取県民スポーツ・レクリエーション祭の充実 ⑤関西ワールドマスターズゲームズ2021と連携した取組の推進 ⑥高齢者のスポーツ機会の充実 ⑦地域の住民が主体的に運動に参加できる取組への支援 ⑧誰もが取組みやすいスポーツ機会の充実 ⑨スポーツ観戦等、みるスポーツ活動への取組の充実 ⑩スポーツボランティア等、支えるスポーツ活動の充実 |
| II 学校体育と運動機会の充実による子どもの運動・スポーツの基礎づくり | 1 運動する喜びが味わえる学校体育の充実 | ①新学習指導要領の趣旨を踏まえた体育学習の実践 ②カリキュラムの工夫改善 ③教員の指導力向上 |
| | 2 運動機会の充実による児童生徒の体力向上の取組への支援 | ①体力テストの結果分析と活用 ②自校の課題を踏まえた体力向上の計画的、継続的な取組の推進 ③体育的活動の充実 ④特別支援学校における体力向上の推進 ⑤安全で楽しく運動に親しめる環境づくり ⑥地域との連携支援 ⑦保護者への啓発 |
| | 3 小学生のスポーツ活動や中学校、高等学校及び特別支援学校の運動部活動の適切な指導と活性化 | ①適正な指導の推進 ②指導者の指導力向上 ③スポーツ少年団、スポーツクラブや運動部活動の運営の改善・充実 ④地域人材の活用促進 |
| III 地域におけるスポーツ人材の育成とスポーツ環境の充実 | 1 地域スポーツのニーズに応えるスポーツ指導者の育成 | ①多様化する地域スポーツのニーズに対応した人材の育成 ②スポーツ指導者の活用促進 ③障がい者スポーツ指導員の養成と活用 ④スポーツ推進委員の資質向上 ⑤トップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働 |
| | 2 スポーツ関係団体等の体制整備と体育施設の整備及び機能の充実 | ①広域スポーツセンター機能の充実 ②総合型クラブの育成支援 ③既存施設の共同利用・活用の促進 ④公共スポーツ施設の整備・充実 |
| | 3 誰もが身近にスポーツに触れる機会の提供 | ①スポーツ実施の充実と裾野の拡大 ②「みるスポーツ」の推進と充実 ③スポーツボランティア活動の推奨 ④スポーツ交流の推進と充実 ⑤スポーツ情報を提供するシステムの整備と充実 |
| IV 競技力の向上に向けた人材養成やスポーツ環境の総合的な整備 | 1 ジュニア期からトップレベルに至る体系的な指導体制の充実 | ①発達段階に応じたジュニア期の一貫指導体制の充実 ②成年スポーツ強化体制の確立 ③競技者育成プログラムによる計画的な取組の実施 ④ジュニア競技者の発掘・育成 ⑤各種全国大会への派遣補助 ⑥2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機とした取組の創設、実施 |
| | 2 スポーツ指導者の育成と資質向上 | ①指導者の育成支援 ②指導者間の連携強化 ③有資格者の養成・確保 ④指導者の確保、適正配置 ⑤障がい者スポーツ指導者の育成 |
| | 3 競技力向上の推進体制及び連携の強化 | ①県と県体育協会及び加盟競技団体との連携強化 ②競技団体の選手強化体制の確立 ③県障がい者スポーツ協会との連携強化 |
| | 4 競技力向上を支える環境整備 | ①スポーツ医・科学の効果的活用 ②アンチ・ドーピング教育の充実 ③競技力向上の拠点施設の整備 ④競技スポーツへの県民意識の高揚 |
| | 5 各種全国大会の円滑な開催に向けた支援 | ①関係機関との連携強化 ②県内開催への県民意識の高揚 ③施設等の充実、役員養成 |
| V スポーツ推進に向けた各組織の連携と一体的・総合的な取組の充実 | 1 スポーツに関わる組織及び団体間の連携強化 | ①県教育委員会と知事部局と連携 ②県と県体育協会、県レクリエーション協会、県障がい者スポーツ協会等の各スポーツ団体との連携 ③県と各市町村との連携 ④県と大学や企業との連携 |
| | 2 一体的・総合的かつ効果的なスポーツ施策の推進 | ①全県的なスポーツイベントにおける各スポーツ関係団体の連携 ②プロスポーツをはじめとしたトップ選手との連携 ③スポーツツーリズムの推進 ④国際スポーツ交流の推進 |

資料 2

鳥取県スポーツ推進計画策定スケジュール

| 月 | 日 | 審議会等 | 振興計画の改定の流れ | |
|---|-----|------------|------------------------------|-------------------------|
| <p>諮問：スポーツ基本法の目指す方向性を踏まえながら、本県スポーツの一層の充実に向けて「鳥取県スポーツ振興計画」を見直すこと</p> | | | | |
| 5月 | 22日 | 第1回スポーツ審議会 | ○全体構想案の検討 | ○基本的な構成について検討 |
| 7月 | 8日 | 第2回スポーツ審議会 | ○全体構想 | ○振興計画見直しの素案の検討 |
| 9月 | 11日 | 第3回スポーツ審議会 | ○レイアウト ○参考資料 | ○修正案の検討 ○答申に向けての素案検討 |
| 11月 | 6日 | 第4回スポーツ審議会 | スポーツ振興計画見直しの答申案の検討 | |
| | 18日 | 定例教育委員会 | 答申 | |
| 12月 | 20日 | 定例教育委員会 | 答申内容について協議 ※委員協議会で、協議予定 | |
| | | 常任委員会 | 答申の報告 | |
| | | | パブリックコメント(関係団体の意見聴取のための公聴会等) | |
| 1月 | | | | |
| | | 第5回スポーツ審議会 | スポーツ推進計画案について意見聴取 | |
| 2月 | 4日 | 定例教育委員会 | スポーツ推進計画案の最終検討 | |
| 3月 | 21日 | 定例教育委員会 | スポーツ推進計画の策定 | |
| | | 第6回スポーツ審議会 | スポーツ推進計画の報告 | |

子どものスポーツ活動ガイドラインのパブリックコメントについて

平成25年11月27日

スポーツ健康教育課

平成25年度末に子どものスポーツ活動ガイドラインの策定にあたり、その趣旨や内容等を広く県民に公表して意見を求め、県民から寄せられた意見を参考にして意志決定を行うため、下記のとおりパブリックコメントを行います。

- 1 意見募集期間 平成25年11月21日(木)～平成25年12月20日(金)
- 2 意見募集方法
県のホームページ及び県民室等での縦覧によりガイドラインの趣旨・内容等を公開し、広く意見を募集する。
- 3 意見提出方法
郵送、ファクシミリ、電子メール等によりスポーツ健康教育課宛に送付する。
- 4 チラシ配架先
各市町村 県民課 東部県税事務所 東部振興課 中部総合事務所
西部総合事務所 日野振興センター 県立図書館
- 5 意見募集依頼先
各市町村教育委員会 各県立学校 公益財団法人鳥取県体育協会
鳥取県スポーツ少年団指導者協議会 鳥取県小学校体育連盟
鳥取県中学校体育連盟 鳥取県高等学校体育連盟 鳥取県高等学校野球連盟
- 6 子どものスポーツ活動ガイドライン(案) 資料参照
- 7 今後のスケジュール
12月14日以降 意見の集約、対応検討、修正案の作成
平成26年1月上旬 第5回児童生徒のスポーツ活動ガイドライン検討委員会の開催
1月中旬 定例教育委員会議案提出
3月末 発行

子どものスポーツ活動ガイドライン(案)

についてご意見をお寄せください

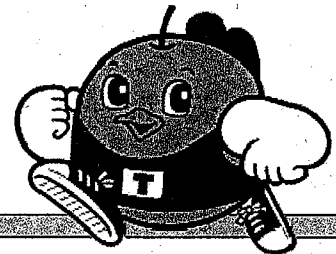
鳥取県教育委員会では、子どもたちのスポーツ活動において適切な運営、指導の指針となる「子どものスポーツ活動ガイドライン」を今年度内に策定することを予定しています。ついては、県民の皆様のご意見をお伺いしながらガイドラインの策定をするため、このたびとりまとめた子どものスポーツ活動ガイドライン(案)について皆様のご意見を募集しています。

ガイドライン

このガイドラインは、子どもたち(幼児から高校生まで)のスポーツ活動に携わるすべての指導者、保護者などの関係者に、スポーツ活動での具体的な指導の在り方、その方法について現在の活動を見直していただくためのものです。

【 スポーツ指導者 10の心得 】 ～スポーツ活動に関わるすべての人たちへ～

- 1 自ら良いお手本であれ ～フェアプレイ宣言をしていますか～
- 2 常にスポーツを通じた人格形成に心がけよう
- 3 子どもたち自らが夢や目標をもてるようにしよう
- 4 楽しむことと真剣にやることの両方が重要であることを説明しよう
- 5 活動方針等を子どもたちと共有し、子どもを中心とした計画的な運営をしよう
- 6 子どもたちの心身の健康管理に留意しよう
- 7 常に子どもたちとコミュニケーションをとろう
- 8 指導力の向上に努めよう
- 9 スポーツ界から体罰等不適切な指導を追放しよう
- 10 フェアプレイについて子どもたちに話そう



《ガイドラインの目的》

スポーツ活動の適正化やスポーツ活動における指導や運営のより一層の充実を目指します。

《ガイドラインの内容》

第1章 本ガイドラインの趣旨について

第2章 スポーツの意義について

- 1 スポーツの意義・役割
- 2 子どもにとってのスポーツの意義及び運動部活動の効果・役割
- 3 地域や各競技団体との連携・協働

第3章 子どものスポーツ活動の運営の在り方に関する事 - 子どもを中心とした運営を進めます

- 1 組織全体として運営の在り方を考え、指導の目標、方針を共有しましょう
- 2 適切な指導体制を整えましょう
- 3 子どもたちの実態を踏まえ、目標や内容を明確にした活動計画をつくりましょう

第4章 子どものスポーツ活動の指導に関する事 - 子どもの意欲を高める指導力を身につけます。

- 1 効果的な指導に向けて、適切な指導方法やコミュニケーションの充実等により、子どもたちの自主的・自発的活動を促し、スポーツ活動への意欲を高めましょう
- 2 身体を動かすことが大好きな幼児、運動が大好きな児童を育てましょう
- 3 運動部活動の内容や注意事項について、生徒に対して説明し、理解を図りましょう
- 4 望ましいスポーツ指導者を目指し、年1回は研修会に参加しましょう
- 5 体罰等に頼らない指導をしましょう

第5章 スポーツ活動における事故防止や安全の確保について - 安全確保と事故防止に努めます。

- 1 子どもたちの体調等を把握するとともに、活動場所の安全を確保しましょう
- 2 スポーツによるけがや熱中症等を防止しましょう

◆ スポーツ指導者のセルフチェック

閲覧方法

「子どものスポーツ活動ガイドライン（案）」については、県ホームページのほか県庁県民課、各総合事務所地域振興局、日野振興センター日野振興局、東部・八頭庁舎及び県立図書館でも閲覧できます。

応募方法

- ・電子メール、郵送又はファクシミリでお寄せいただくか、上記県の機関に設置してある意見箱へ投函ください。また、市町村役場窓口でも提出できます。
- ・様式は自由です。このチラシの裏面もご利用ください。

< 応募・問合せ先 >

鳥取県教育委員会事務局スポーツ健康教育課

○郵 送 〒680-8570（住所記載不要）

○電子メール sportskenkou@pref.tottor.jp

○ファクシミリ 0857-26-7542

○電 話 0857-26-7921

< 子どものスポーツ活動ガイドライン（案）に対する意見募集 応募用紙 >

鳥取県教育委員会事務局 スポーツ健康教育課 行き

（ ファクシミリ 0857-26-7542 ）

子どものスポーツ活動ガイドライン（案）に対する意見について

* ご意見ありがとうございました。差し支えがなければ、下記もご記入をお願いします。

| | | | | |
|----------|---------------------------------|-------------------------------|--------------------------------|-------------------------------|
| お住まいの市町村 | ※ 鳥取県以外にお住まいの方は県名からの記入をお願いします。 | | | |
| 年齢 | <input type="checkbox"/> 10歳代まで | <input type="checkbox"/> 20歳代 | <input type="checkbox"/> 30歳代 | <input type="checkbox"/> 40歳代 |
| | <input type="checkbox"/> 50歳代 | <input type="checkbox"/> 60歳代 | <input type="checkbox"/> 70歳以上 | |
| 性別 | 男性 ・ 女性 | | | |

2021年ワールドマスターズゲームズの関西開催の決定について

平成25年11月27日
企 画 課
スポーツ健康教育課

11月7日から10日にIMGGA（国際マスターズゲームズ協会）による査察が行われた結果、関西開催が合意に至り、基本合意書への調印式が行われましたので、次のとおり報告します。

1. IMGGA査察

(1) 日程

全体査察日程：11月7日（木）～11月13日（水）

鳥取県内査察：11月8日（金）

基本合意書調印式：11月10日（日）

(2) IMGGA査察団

会 長 カイ・ホルム（元IOC委員）

理 事 マリソル・カサド（国際トライアスロン連合会長、現IOC委員）

ボブ・エルフィンストン（元国際バスケットボール連盟会長）

事務局長 ジェンズ・ホルム

マネジャー サマンサ・ヘイワード

(3) 鳥取県内の査察について

① 概要説明（望湖楼）

- ・平井知事が、鳥取県の自然や観光施設、また主なスポーツ施設などの概要説明を行った。
- ・また、小原工さんと大部由美さんから、鳥取県は自然が豊かでスポーツに適した環境であることや、鳥取県内においてWMGが開催されることへの期待について発言がなされた。
- ・カイ・ホルム会長からは、「鳥取は自然の景色が美しく、健康的であり、スポーツに適した地である。」「これまでの開催地を上回る参加者を魅了し、日本での2021年WMG開催が成功裏に終わると確信している。それにむけて一緒に頑張っていきたい。」と発言があった。

<鳥取県側出席者>

平井知事

小原 工（シドニーオリンピックトライアスロン日本代表、スポーツ観光マイスター、スポーツツーリズムアドバイザー、鳥取県トライアスロン協会強化部長）

大部由美（元サッカー日本女子代表チーム主将、FIFA女子世界選手権第1回～4回出場、アトランタ五輪、アテネ五輪出場、JFA女子担当ナショナルトレセンコーチ）

② 競技施設査察

- ・トライアスロン競技会場見学（ハワイ夢広場）
- ・グラウンドゴルフ競技施設見学（潮風の丘とまり）
- ・陸上競技施設等競技施設見学（コカコーラ・ウエストスポーツパーク）
- ・カイ・ホルム会長からは、潮風の丘とまりでは、「初めてプレーしたがとても楽しかった。開催地から申し出があればグラウンドゴルフをオプション競技として行うことも検討したい。」と発言があった。また、コカコーラ・ウエストスポーツパークでは、「競技施設はいずれも素晴らしく、コンディションも良く問題ない。」と発言があった。

2. 基本合意書調印式について

○査察の結果、関西地域での開催について基本合意に至り、京都市内において、「関西ワールドマスタースターズゲームズ 2021 開催に関する基本合意書」への調印式が行われた。

場 所：浄土真宗本願寺派本山本願寺（西本願寺）

署 名 者：〔国際マスタースターズゲームズ協会〕

（3名） 会 長 カイ・ホルム

理 事 ボブ・エルフィンストン

〔ワールドマスタースターズゲームズ 2021 年関西大会準備委員会〕

会 長 井戸 敏三（関西広域連合長・兵庫県知事）

<カイ・ホルム会長のコメント>

- ・ アジアがこれから世界を将来に向かって牽引していく、引っ張ってくれる地だと感じており、東京オリンピックが開催されることもあり、そのアジアで開催するその一番スタートとしてこの関西が一番いいと感じた。
- ・ 2021年にこの日本でWMGが開催されると、きっと大成功になるものと全く疑いを持っていない。そして皆様が、非常にすばらしい経験をされるということも期待しているし、またされると確信している。

3. 今後について

①今後、準備委員会において次の検討等を行っていく。

- ・ 大会開催に必要な方針及び総合計画に関する検討
- ・ 国等への支援要請活動
- ・ 実行組織（組織委員会）の設立準備 等

②組織委員会を、2014年9月30日までに設置する。

- ・ 組織委員会において、2014年中にIMGAと負担金の支払時期や金額等を定める開催地契約を締結する（基本合意書に記載）。
- ・ 開催府県市間の負担の考え方については、組織委員会で検討する。
- ・ 競技種目・開催地についても組織委員会の中で検討する予定である。

関西ワールドマスタースゲームズ 2021 開催に関する基本合意書

国際マスタースゲームズ協会（以下、「IMGA」）からの 2012 年 10 月 10 日の日付文書での 2021 年ワールドマスタースゲームズ日本招致に関する提案に対し、関西広域連合として同大会を関西へ招致する手続を進める旨決定したことを踏まえ、関西の主要な経済団体並びに関連する府県及び市、関連する府県の体育協会の代表等で構成するワールドマスタースゲームズ 2021 年関西大会準備委員会（以下、「準備委員会」）が設立された。

IMGA と準備委員会は、2021 年のワールドマスタースゲームズを関西地域の府県及び市において開催することに関し、以下の通り合意した。

1. 関西ワールドマスタースゲームズ 2021 の開催

IMGA は、関西広域連合により提案された関西地域を 2021 年ワールドマスタースゲームズの開催地として決定する。関西広域連合は、2021 年ワールドマスタースゲームズの開催について IMGA の責任あるパートナーであることを了承する。

2. 名称

関西ワールドマスタースゲームズ 2021（英文名：KANSAI World Masters Games 2021）とする。

3. 組織委員会の設置

遅くとも 2014 年 9 月 30 日までに、準備委員会を改組して、関西ワールドマスタースゲームズ 2021 組織委員会（以下、組織委員会「OCOG」）を設置する。関西広域連合は、OCOG を全面的に支援する。

4. ワールドマスタースゲームズ開催地契約の締結

IMGA と準備委員会は、IMGA と OCOG が署名するワールドマスタースゲームズ開催地契約を 2014 年中に締結するよう契約内容（負担金の支払時期及び金額を含む）についての具体的協議を行う。

5. IMGA への負担金

関西ワールドマスタースゲームズ 2021 の IMGA への負担金は 500 万ユーロとする。

2013 年 11 月 10 日、IMGA と準備委員会の代表が本基本合意書に署名し、英語により本書二通を作成した。